

第3編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみを取り巻く社会情勢

1 関係法令

1) 関係法令の概要

平成13年1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

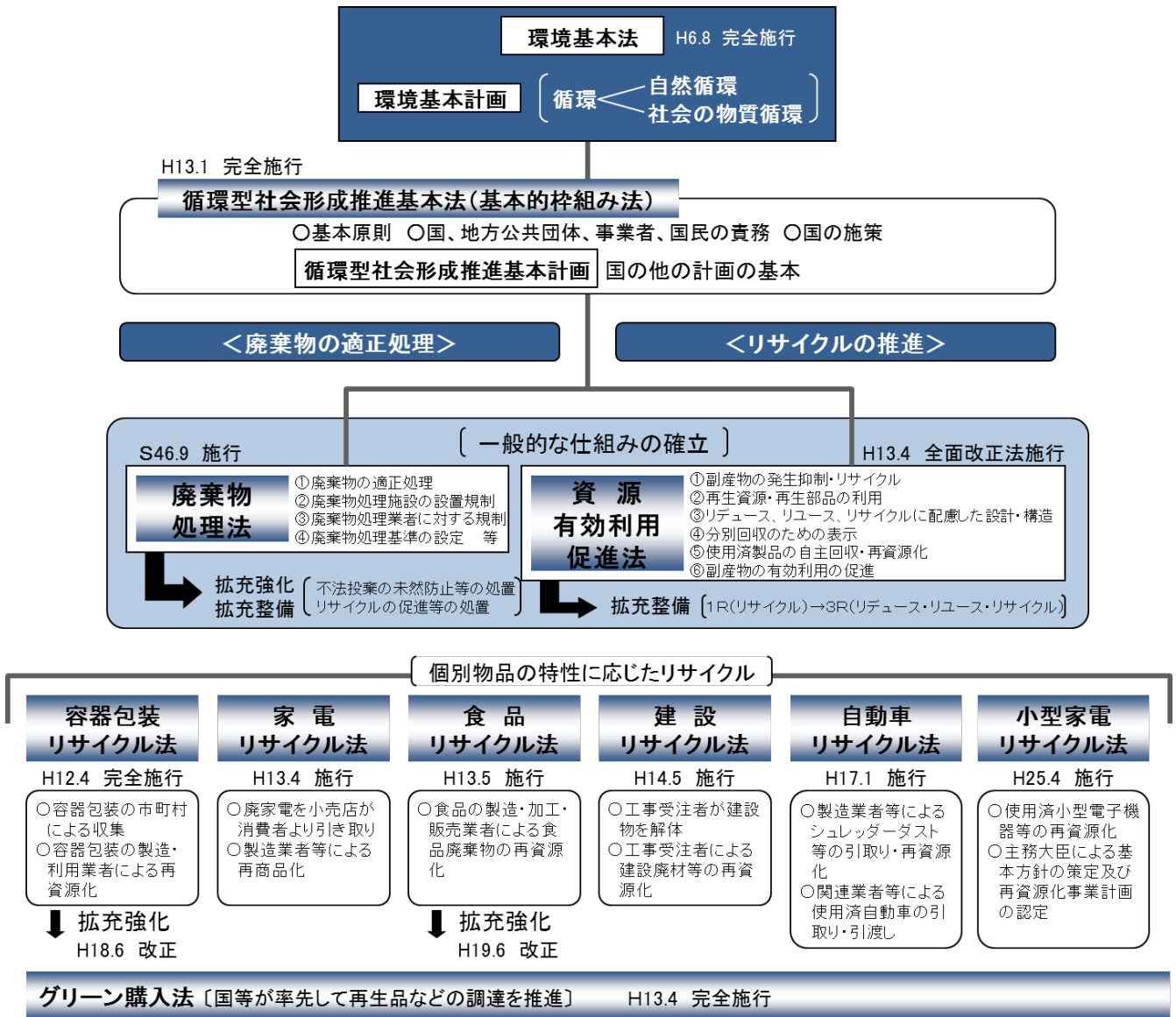
関連法の概要等を表3-1-1に示します。

表 3-1-1 関連法の概要

年月	関連法	概要（循環型社会への取組）
H6.8	環境基本法完全施行（環境全般）	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12.4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13.1	循環型社会形成推進基本法施行（循環型社会形成）	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13.4	家電リサイクル法完全施行（家電品）	平成13年4月以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコン等）	10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー）を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13.5	食品リサイクル法完全施行（食品残さ）	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14.5	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）	建築物を解体する際に廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17.1	自動車リサイクル法完全施行（自動車）	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金（フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル）を負担することが義務付けられています。
H25.4	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律完全施行	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

2) 関係法令の体系

関連法の体系を図 3-1-1 に示します。



(出典：環境省資料)

図 3-1-1 循環型社会形成のための法体系図

3) 国の方針、県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。表 3-1-2 に廃棄物処理、資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を示します。

表 3-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成 11 年 3 月	滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（滋賀県）
平成 13 年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成 14 年 3 月	滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成 15 年 3 月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 17 年 4 月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成 17 年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改正】（国）
平成 18 年 6 月	第 2 次滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成 20 年 3 月	第 2 次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 22 年 12 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改正】（国）
平成 23 年 8 月	第 3 次滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成 25 年 5 月	第 3 次循環型社会形成推進基本計画（国）

4) 甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

本条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づき、市の区域内の廃棄物(し尿を除く。)に関し、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成 16 年 10 月に施行されました。

本計画の策定、変更は本条例に基づきます。

2 国、県の達成目標

1) 国の達成目標

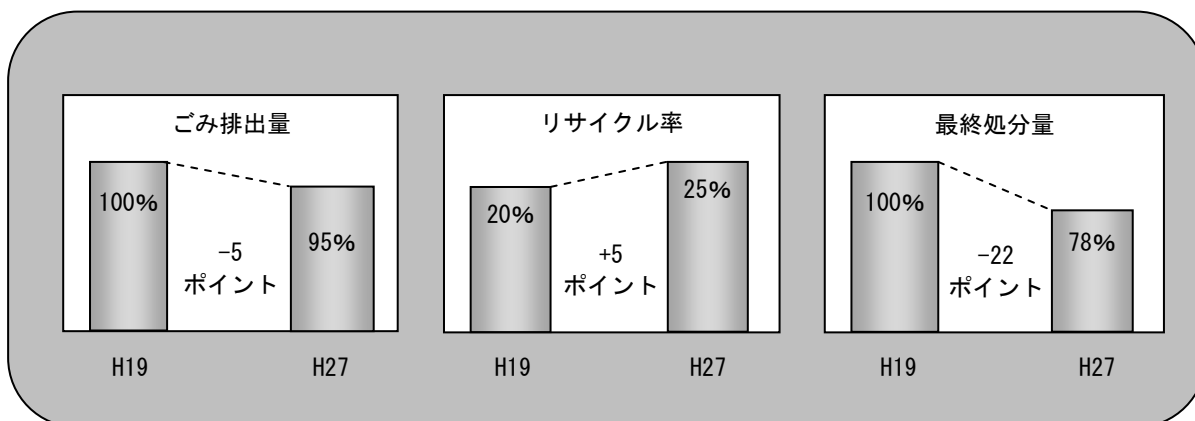
廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行う事を示しています。

国の数値目標を表3-1-3、図3-1-2に示します。

表 3-1-3 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成19年度に対し、平成27年度において約5%削減
リサイクル率	平成19年度の20%に対し、平成27年度において約25%に増加
最終処分量	平成19年度に対し、平成27年度において約22%削減

図 3-1-2 国の数値目標



2) 県の達成目標

滋賀県では、平成23年8月に「第3次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、3つの基本方針を柱として『循環型社会』の実現を目指しています。

《基本方針》

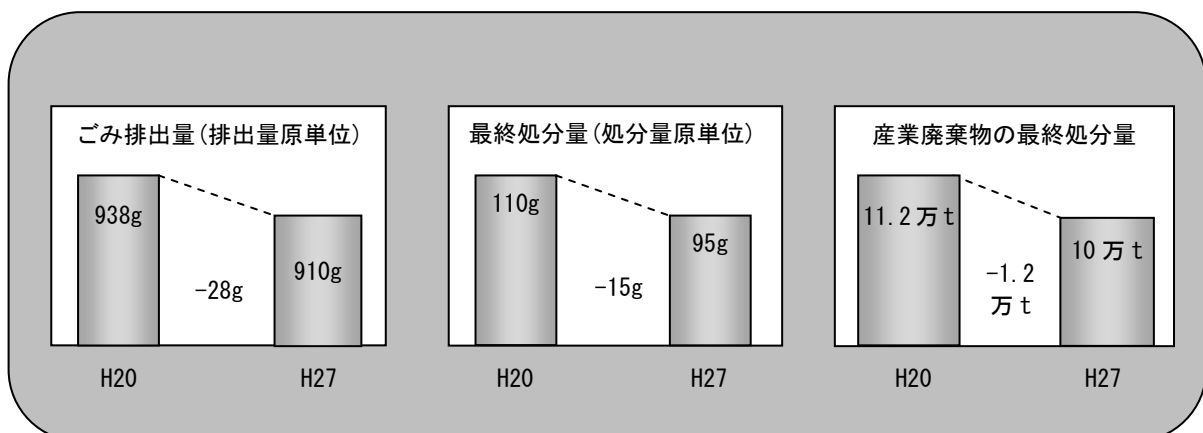
1. 日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出してからではなく出る前での廃棄物の減量を進めるリデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を促進する
2. 温室効果ガスの削減につなげるため、3R取組とりわけリデュースや省エネ・熱利用型の処理を促進する
3. 循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る

同計画においても、国の減量目標と同様に一般廃棄物の減量化の目標量が定められており、これを遵守することが求められています。表3-1-4、図3-1-3に減量目標を示します。

表 3-1-4 県の減量目標

項目	目標
ごみ排出量 (排出量原単位)	平成20年度の938g/人/日に対し、平成27年度において910g/人/日(3.0%減)
最終処分量 (処分量原単位)	平成20年度の110g/人/日に対し、平成27年度において95g/人/日(3.0%減)
産業廃棄物の 最終処分量	平成20年度の11.2万tに対し、平成27年度において10万t(10.7%減)

図 3-1-3 県の減量目標



第2章 ごみ処理の状況

1 家庭系ごみの分別区分

家庭系ごみの分別区分を表 3-2-1 に示します。

表 3-2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
資源 ごみ	古紙類	新聞	新聞紙（折込、広告・チラシ含む）
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	識別マークが付いているもの
		その他紙	雑誌、包装紙、ボール紙製箱、封筒、コピー用紙、その他紙製容器包装の識別マークが付いているもの
	生ごみ		生ごみ
	廃プラスチック類		ボトル、袋、容器等その他プラスチック製容器包装の識別マークが付いているもの、日用品等
	ペットボトル		ペットボトルの識別マークが付いているもの
	発泡スチロール		発泡スチロール、トレー PSの識別マークが付いているもの
	缶	空き缶	飲料用、缶詰用、菓子用、ミルク用、お茶用、のり用等
		スプレー缶	ヘアスプレー、防虫スプレー、カセットボンベ等
	びん	無色	酢、めんつゆなどのびん
		茶色	ドリンクびん
		その他の色	調味料のびん
	廃食油		天ぷら油、食用油
家電 4 品目		エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯・乾燥機	
燃えるごみ		紙くず、割りばし、アルミホイル、衣類、かばん、くつ、ゴム製品、ラップ類等	
燃えないごみ	埋立	化粧びん、陶磁器類、カミソリ、カッター刃、ガラス、釘、針、鏡	
	金属	なべ、やかん、きり、包丁、針金製のハンガー、傘の骨組み等	
	小型電気製品	電気シェーバー、電子体温計、アイロン、CD・MDプレイヤー、電気コード等	
	ライター	ライター	
粗大ごみ	燃える	布団、じゅうたん、タンス等	
	燃えない	ストーブ、スチール家具、電子レンジ等	
有害	蛍光管・電球	電球、豆球、グロー球、蛍光管	
	乾電池	乾電池	

※廃プラスチック類は平成21年4月から回収しています。

2 家庭系ごみの排出方法

家庭系ごみの排出方法を表 3-2-2 に示します。

表 3-2-2 家庭系ごみの排出方法

分別区分		排出方法	排出容器	
資源 ごみ	古紙類	新聞	ひもで縛る。	—
		ダンボール	ひもで縛る。	—
		紙パック	水洗いし、切り開いて乾かす。ひもで縛る。	—
		その他紙	ひもで縛る。	—
	生ごみ		生ごみと種堆肥をサンドイッチ状にする。	集積所の専用回収容器
	廃プラスチック類		水洗いする。(汚れのあるもの)	プラスチック専用指定袋
	ペットボトル		水洗いする。 キャップ、ラベルをはずす。	集積所の網袋
	発泡スチロール		水洗いする。(食品トレー)	集積所の網袋
	缶	空き缶	水洗いする。	集積所のコンテナ又は網袋
		スプレー缶	穴を開ける。	集積所のコンテナ又は網袋
	びん	無色	水洗いする。	集積所のコンテナ
		茶色	水洗いする。	集積所のコンテナ
		その他の色	水洗いする。	集積所のコンテナ
	廃食油		—	無色透明のペットボトル
	家電 4 品目		①販売店に引き取りを依頼する。 ②指定引取場所に自ら持ち込む。 ③市に収集を依頼する。 ※②の場合は、事前に家電リサイクル券を、③の場合は、事前に家電リサイクル券及び収集運搬券を購入する。	
燃えるごみ		—	燃えるごみ指定袋	
燃えないごみ	埋立	—	集積所のコンテナ	
	金属	—	集積所のコンテナ	
	小型電気製品	電球、電池、燃料は抜く	集積所のコンテナ	
	ライター	—	集積所のコンテナ	
粗大ごみ	燃える	①甲賀広域行政組合衛生センターに直接搬入する。 ②市に戸別収集を依頼する。 ※②の場合は、事前に粗大ごみ処理券を購入する。		
	燃えない	①不燃物処理場に直接搬入する。 ②市に戸別収集を依頼する。 ※①、②共に事前に粗大ごみ処理券を購入する。		
有害	蛍光管・電球	—	集積所のコンテナ	
	乾電池	—	集積所のコンテナ	

3 ごみ排出量

1) ごみ排出量の実績

(1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は平成19年度の30,757tから1,178t減少し、平成25年度には29,579t(約4%減)となっています。家庭系ごみは、平成19年度の20,038tから629t減少し、平成25年度には19,409t(約3%減)となっています。事業系ごみは、平成19年度の10,719tから549t減少し、平成25年度には10,170t(約5%減)となっています。

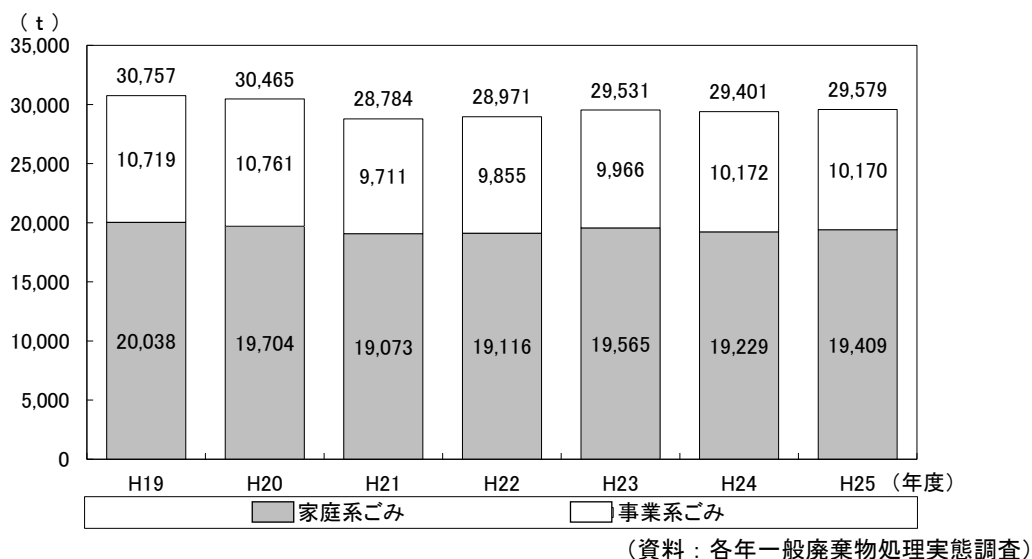
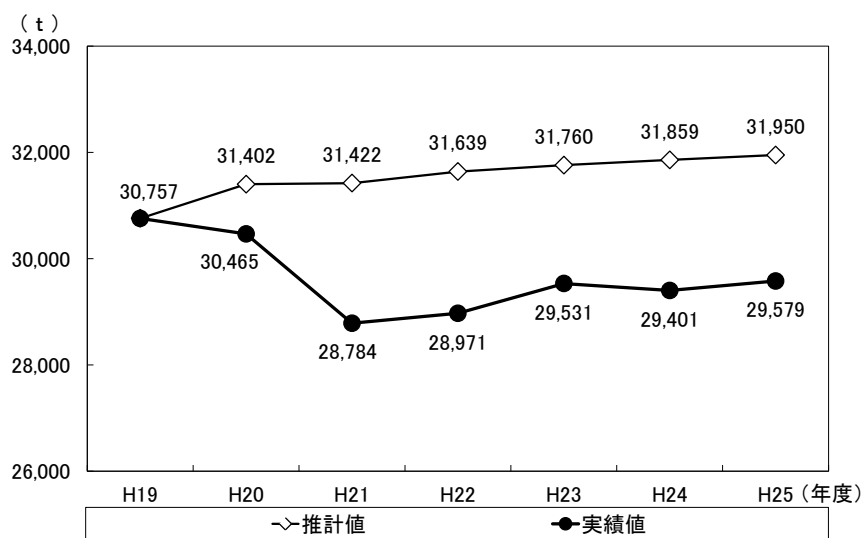


図 3-2-1 ごみ排出量の推移

(2) ごみ排出量の推計値との比較

ごみ排出量の実績値は、平成21年度までは減少傾向を示していたものの、近年増加傾向にあります。推計値を2,371t(約7%)下回っています。

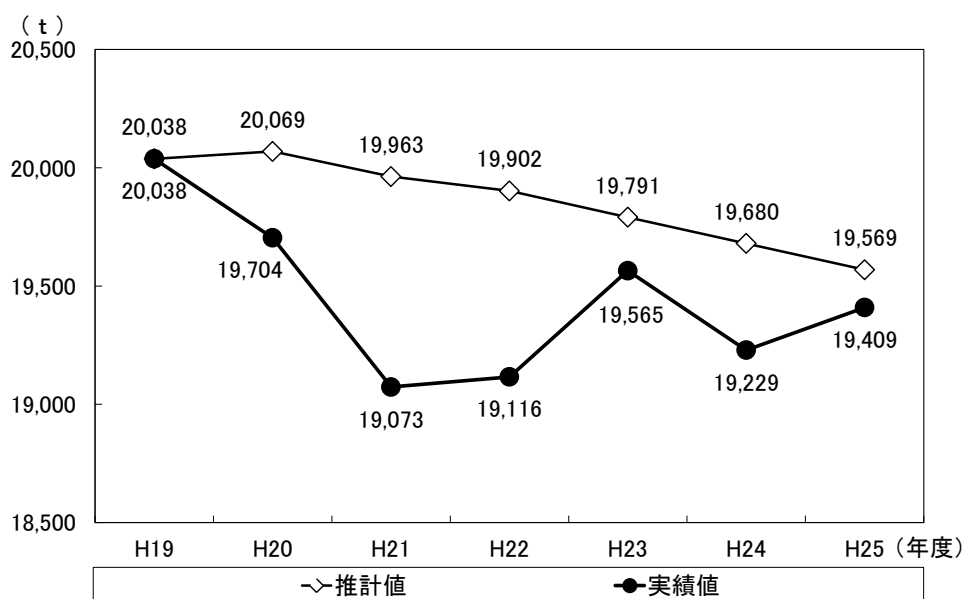


※推計値とは、基準となる年度(本計画では平成25年度)の実績に対して計画見直し年度の削減目標(削減率)を定め、それを基準年度のごみ排出量に乗じて設定した値である。

図 3-2-2 ごみ排出量の実績値と推計値との比較

(3) 家庭ごみ排出量の推計値との比較

家庭ごみ排出量の実績値は、平成 21 年度までは減少傾向を示していたものの、近年増加傾向にありますが、推計値を 160t (約 1%) 下回っています。



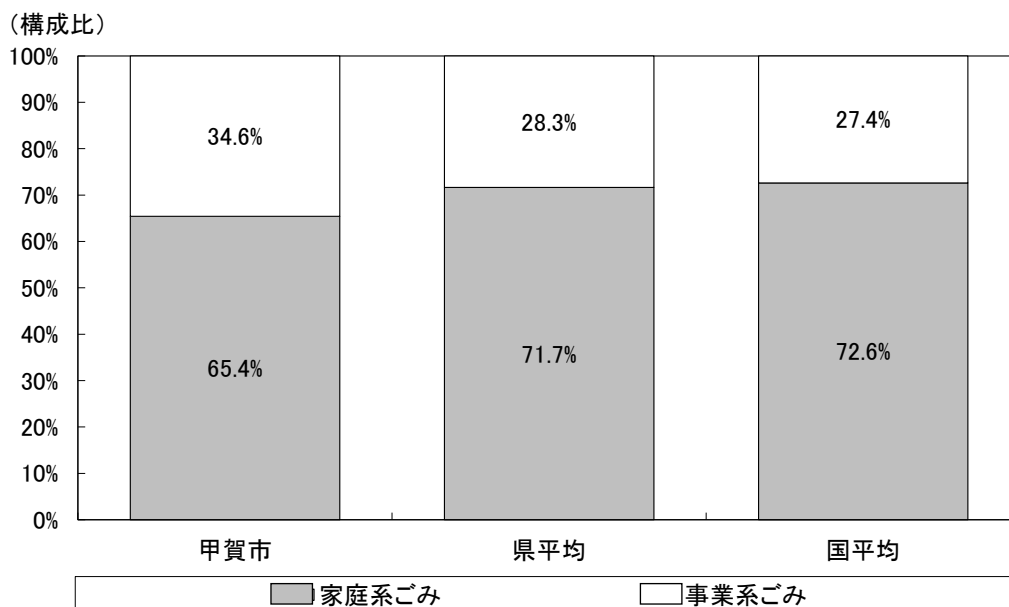
(資料：各年一般廃棄物処理実態調査)

図 3-2-3 家庭ごみ排出量の実績値と推計値との比較

(4) 家庭系ごみと事業系ごみの構成比

平成 24 年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比を図 3-2-4 に示します。

家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、県平均及び国平均に比較して事業系ごみの比率が約 6~7 ポイント高い値となっています。



(資料：一般廃棄物処理実態調査平成24年度)

図 3-2-4 家庭系ごみと事業系ごみの構成比

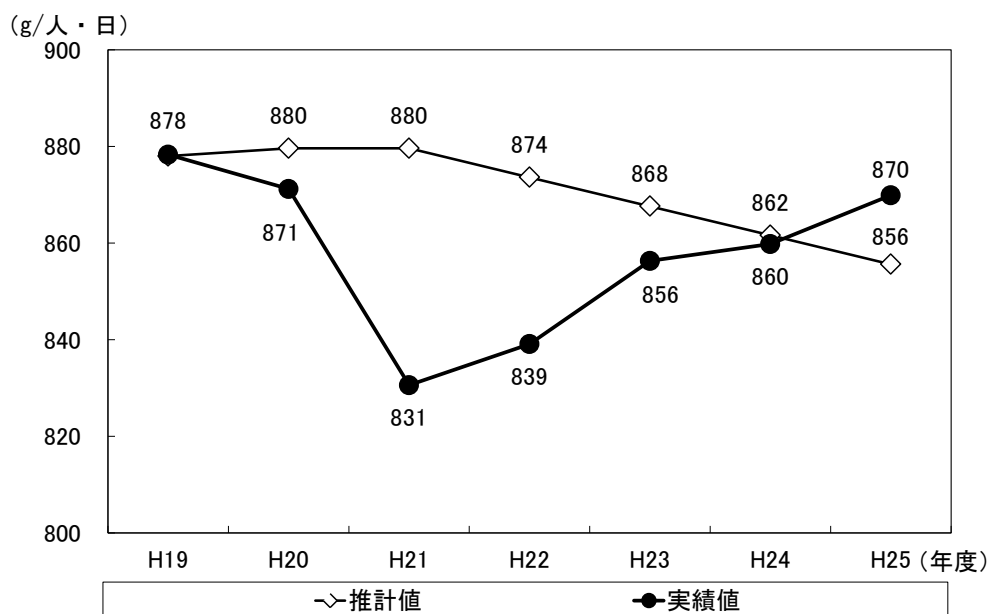
(5) 1人1日平均ごみ排出量の推計値との比較

1人1日平均ごみ排出量（以下、「原単位※」とします。）は、831g/人/日～878g/人/日で推移しています。

本市の平成25年度の1人1日平均ごみ排出量の実績値は870g/人/日で、推計値の856g/人/日より14g多い値となっています。

図3-2-5に、原単位の推移を示します。

【※原単位＝ごみ排出量÷行政区域内人口÷365日×1,000,000】

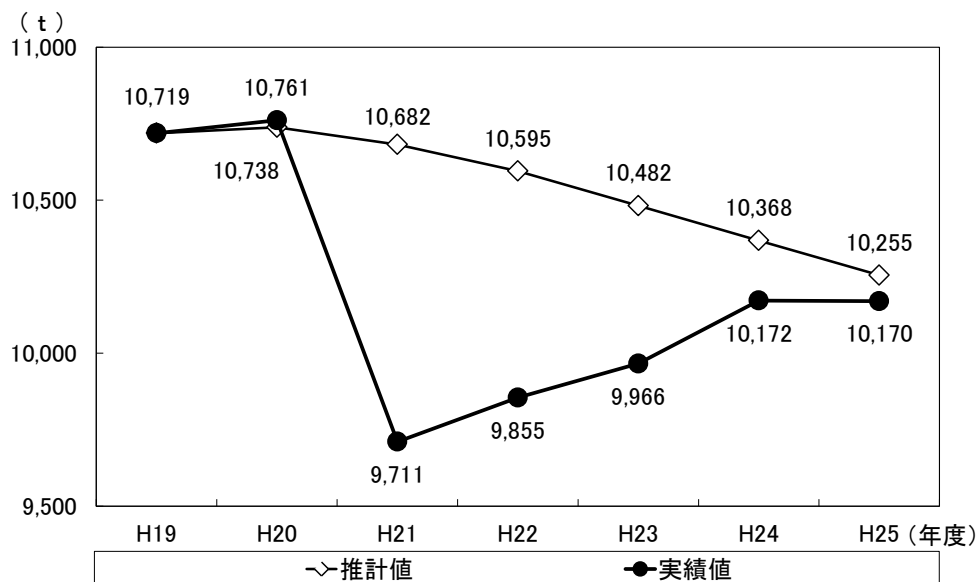


(資料：各年一般廃棄物処理実態調査)

図 3-2-5 1人1日平均ごみ排出量の実績値と推計値との比較

(6) 事業ごみ排出量推計値との比較

事業ごみ排出量の実績値は、平成21年度には平成20年度に比べ1,050t減少しています。平成25年度においては、実績値は推計値を85t(約1%)下回っています。

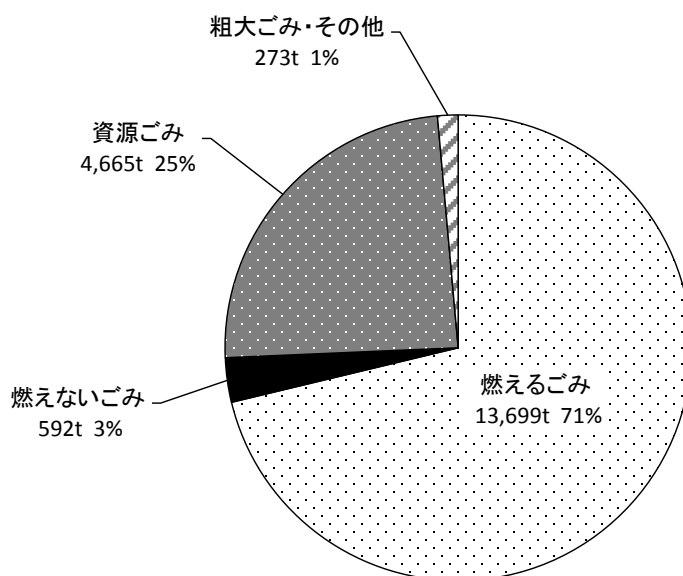


(資料：各年一般廃棄物処理実態調査)

図 3-2-6 事業ごみ排出量の実績値と推計値との比較

2) 種類別ごみ排出量の内訳

平成24年度の種類別ごみ排出量は、燃えるごみが最も多く13,699t(71%)、次いで資源ごみが4,665t(25%)、燃えないごみが592t(3%)、粗大ごみ・その他が273t(1%)となっています。



(資料：一般廃棄物処理実態調査平成24年度)

図 3-2-7 種類別ごみ排出量

4 資源化の実績

1) 資源化量の実績

資源化量は、平成 20 年度から平成 21 年度に 940t 増加し、平成 25 年度には平成 21 年度と比べ 404t 減少しています。

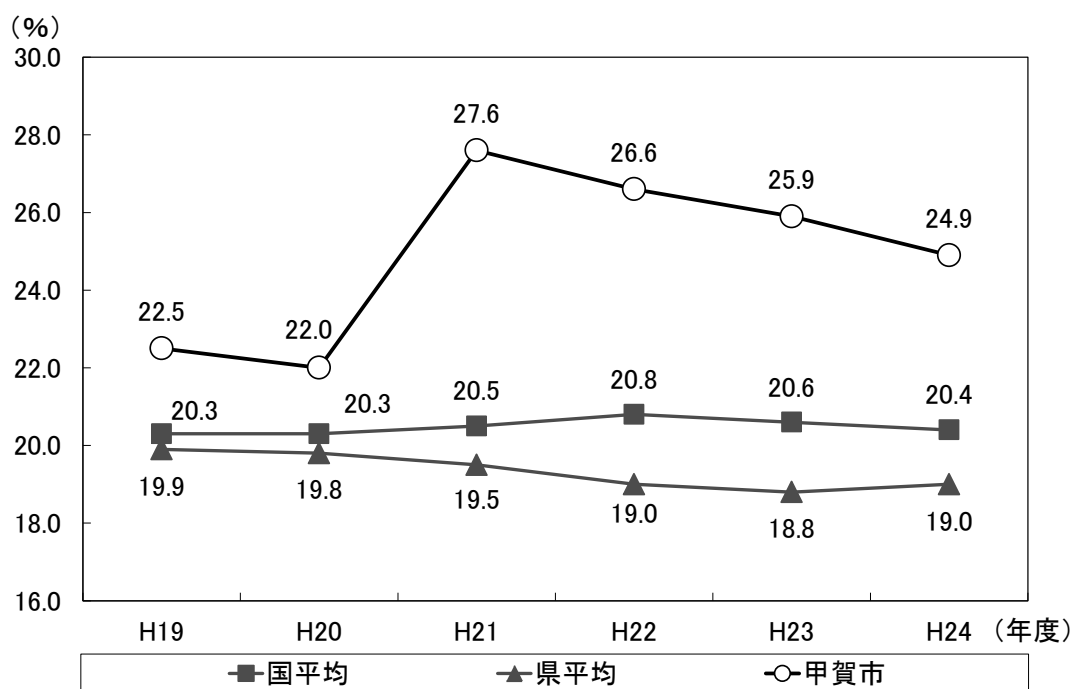
表 3-2-3 に資源化量の内訳を示します。

表 3-2-3 資源化量の内訳

区 分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	単位							
資源化量内訳	t/年	4,501	4,326	5,266	5,080	5,065	4,790	4,862
直接資源化量	t/年	2,608	2,375	2,410	2,268	2,273	2,065	2,055
紙類	t/年	1,920	1,721	1,779	1,651	1,655	1,477	1,473
新聞	t/年	1,580	1,393	910	833	789	717	705
雑誌	t/年	-	-	523	482	529	430	416
ダンボール	t/年	325	313	330	320	322	316	338
紙バック	t/年	15	15	16	16	15	14	14
ガラス類(びん)	t/年	676	654	631	617	618	588	582
その他	t/年	12	0	0	0	0	0	0
中間処理後再生利用量	t/年	1,893	1,951	2,856	2,812	2,792	2,725	2,807
焼却施設	t/年	0	0	0	96	95	89	100
紙類	t/年	0	0	0	37	35	30	30
金属類	t/年	0	0	0	59	60	59	70
粗大ごみ処理施設	t/年	363	341	285	236	248	255	250
金属類	t/年	363	341	285	236	248	255	250
堆肥化施設	t/年	1,093	1,200	1,544	1,492	1,517	1,496	1,579
肥料	t/年	1,093	1,200	1,544	1,492	1,517	1,496	1,579
その他	t/年	0	0	0	0	0	0	0
燃料化施設	t/年	20	25	602	575	543	515	503
ペットボトル	t/年	0	0	1	1	1	1	1
固形燃料(廃プラ)	t/年	0	10	577	549	518	488	477
燃料(固形燃料を除く)	t/年	0	0	0	0	0	1	1
廃食用油	t/年	20	15	24	25	24	25	24
その他の資源化施設	t/年	417	385	425	413	389	370	375
金属類	t/年	261	237	225	208	194	174	159
ペットボトル	t/年	138	132	149	153	142	155	157
白色トレイ	t/年	18	16	19	18	17	16	13
プラスチック類	t/年	0	0	2	0	0	0	0
その他	t/年	0	0	30	34	36	25	46
再生利用率(ごみ総排出量)	%	22.5	22.0	27.6	26.6	25.9	24.9	25.1

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査)

2) 国及び県の平均値との比較



(資料：各年一般廃棄物処理実態調査)

※本市のリサイクル率＝総資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量）÷家庭系ごみ量×100

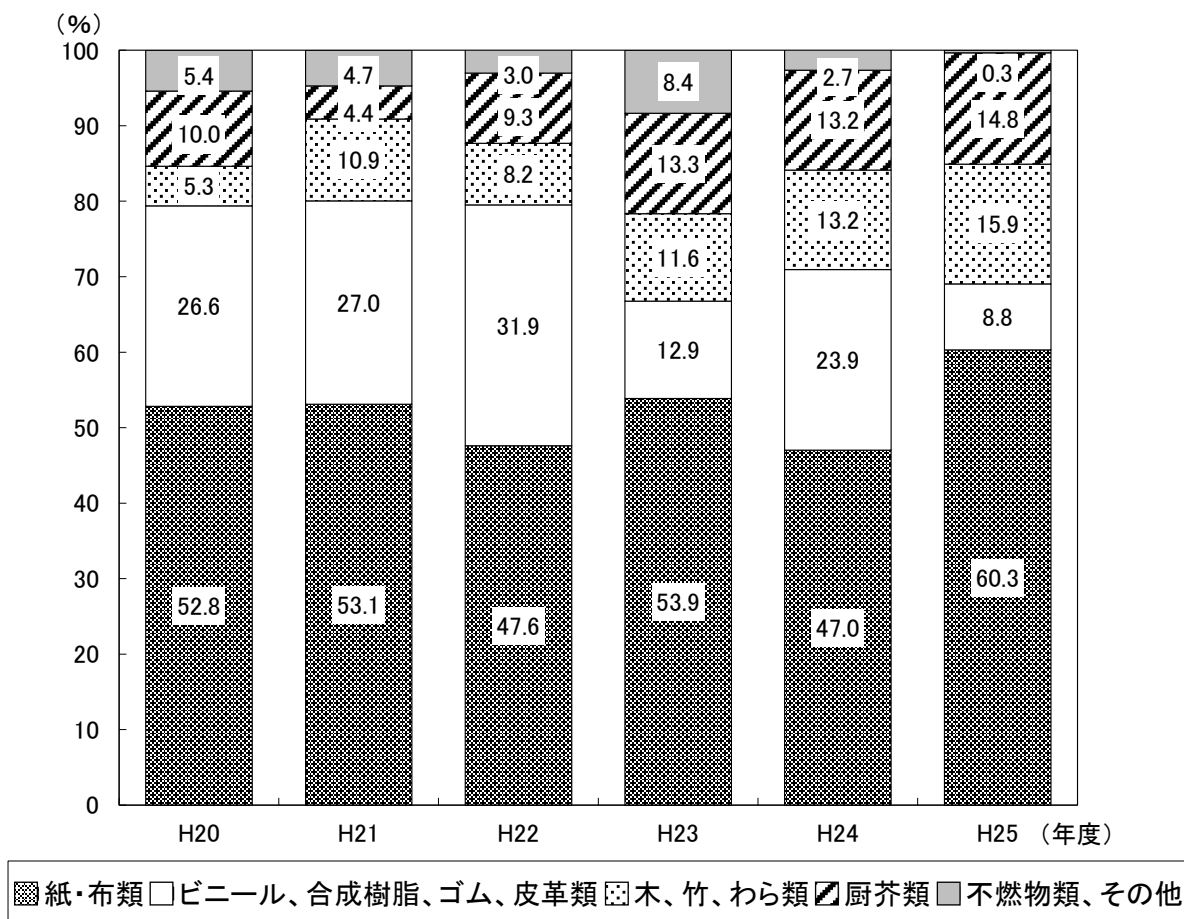
図 3-2-8 再生利用率の国及び県平均値との比較

5 ごみ質分析結果

本市の燃えるごみを処理している甲賀広域行政組合では、年4回燃えるごみのごみ質調査を行っています。分析データは本市だけでなく湖南市のごみも含まれています。

図3-2-9に燃えるごみの種類組成を示します。

ごみの種類組成（平成20年度～平成25年度までの平均値）は、紙・布類が約52%、合成樹脂類等が約22%、木・竹等の草木系廃棄物が約11%、厨芥類が約11%、不燃物類・その他が約4%を占めています。



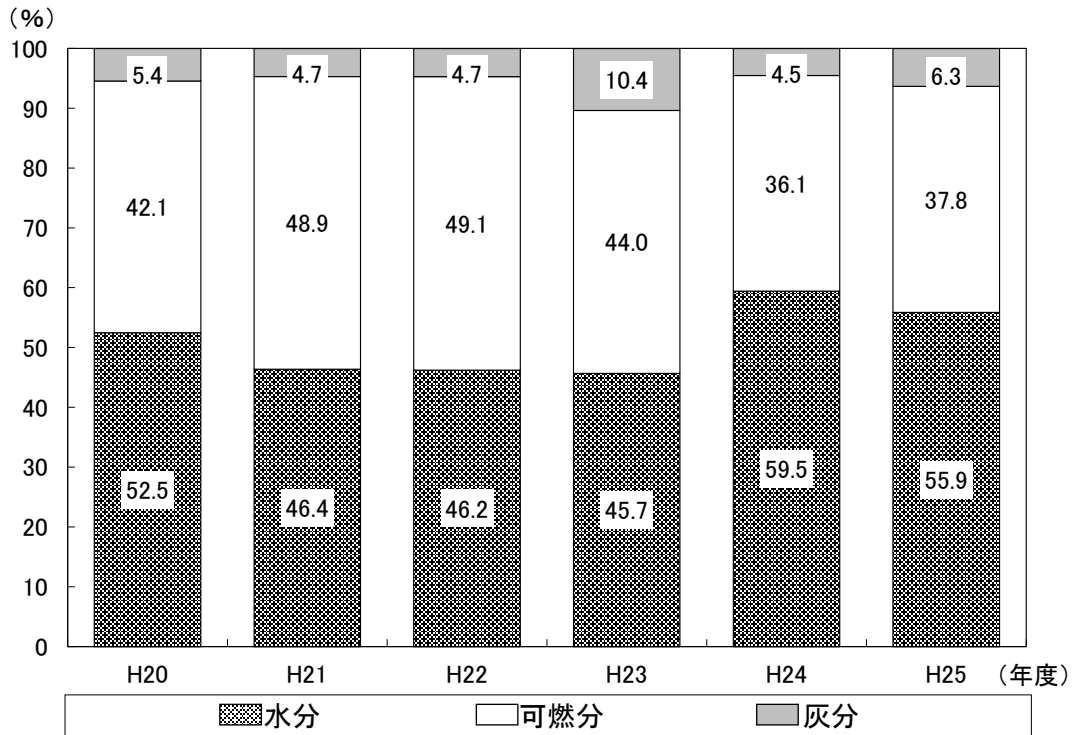
(資料：甲賀広域行政組合)

図 3-2-9 燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）

図3-2-10に燃えるごみの三成分値*を示します。

三成分値（平成20年度～平成25年度までの平均値）は、水分が約51%、灰分が約6%、可燃分が約43%となっています。

【※三成分値：ごみの性状を把握するために、燃えるごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの】



(資料：甲賀広域行政組合)

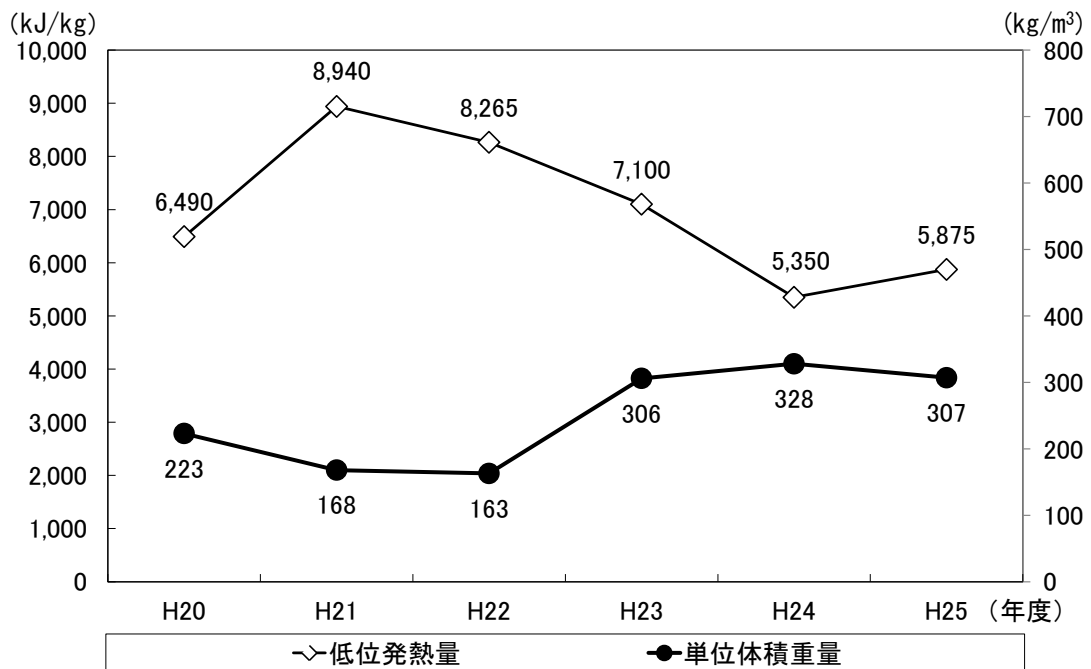
※小数点以下第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

図 3-2-10 燃えるごみの三成分値 (重量比)

図 3-2-11 に燃えるごみの低位発熱量*及び単位体積重量*を示します。

【※低位発熱量：燃えるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの】

【※単位体積重量：燃えるごみを一定の容器が一杯になるまで入れ、その際の重量を容器の容積で除した値を示すもの】



(資料：甲賀広域行政組合)

図 3-2-11 燃えるごみの低位発熱量及び単位体積重量

6 収集・運搬の概要

1) 収集・運搬の状況

ごみの収集・運搬の状況を表 3-2-4 に示します。

収集・運搬区域は、市全域です。収集・運搬は、民間委託により行っています。

表 3-2-4 収集・運搬の状況

分別区分			収集方式	収集回数
資 源 ご み	古紙類	新聞	集積所方式	月 1 回
		ダンボール		
		紙パック		
		その他紙		
	生ごみ			週 2 回
	廃プラスチック類			週 1 回
	ペットボトル			月 1 回
	発泡スチロール			
	缶	空き缶		
		スプレー缶		
	びん	無色		
		茶色		
		その他の色		
	廃食油			
家電 4 品目		戸別収集方式	随時	
燃えるごみ			週 2 回	
燃えないごみ	埋立	集積所方式	月 1 回	
	金属			
	小型電気製品			
	ライター			
粗大ごみ	燃える	戸別収集方式	随時	
	燃えない			
有 害	蛍光管・電球		集積所方式	月 1 回
	乾電池			

※廃プラスチック類は平成21年4月から回収しています。

2) 収集・運搬車両

収集・運搬車両の状況を表 3-2-5 に示します。

直営、委託、許可の合計の収集車両台数は 52 台、総積載量は 219t となっています。

表 3-2-5 収集・運搬車両

項目	区分			
	直営	委託	許可	合計
収集車台数 (台)	3	17	32	52
積載量 (t)	8	43	168	219

(資料：一般廃棄物処理実態調査平成24年度)

3) 中継施設

各地域にある不燃物処理場では、資源ごみ、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、有害ごみの受け入れを行っています。

4) 収集・運搬量

ごみの収集・運搬量を表 3-2-6 に示します。

表 3-2-6 収集・運搬量

区分	年度 単位	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
		ごみ排出量	t/年	30,757	30,465	28,784	28,971	29,531	29,401
収集	可燃ごみ	t/年	13,847	13,629	11,699	12,451	12,720	12,639	12,719
	不燃ごみ	t/年	679	654	571	600	617	592	598
	資源ごみ	t/年	4,124	3,997	5,180	4,954	4,921	4,665	4,709
	その他	t/年	8	8	8	16	14	22	25
	粗大ごみ	t/年	299	305	269	238	265	251	264
小計	t/年	18,957	18,593	17,727	18,259	18,537	18,169	18,315	
許可	可燃ごみ(事業系)	t/年	8,347	8,253	7,280	7,381	7,451	8,012	7,941
搬入	可燃ごみ	t/年	3,453	3,619	3,777	3,331	3,543	3,220	3,323
	家庭系	t/年	1,081	1,111	1,346	857	1,028	1,060	1,094
	事業系	t/年	2,372	2,508	2,431	2,474	2,515	2,160	2,229

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査)

7 中間処理の概要

1) 中間処理の状況

中間処理の状況を表 3-2-7 に示します。

表 3-2-7 中間処理の状況

分別区分		中間処理等の状況	
資 源 ご み	古紙類	新聞	再生事業者に売却しています。
		ダンボール	
		紙パック	
		その他紙	
	生ごみ		民間事業者に委託し、種堆肥にリサイクルしています。
	廃プラスチック類		民間事業者に委託し、固形燃料にリサイクルしています。
	ペットボトル		圧縮・梱包処理等を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
	発泡スチロール		減容処理を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
	缶	空き缶	選別処理、圧縮処理等を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
		スプレー缶	
びん	無色	再生事業者に売却しています。	
	茶色		
	その他の色		
廃食油		民間事業者に委託し、バイオディーゼル燃料としてリサイクルしています。	
家電 4 品目		家電リサイクル法に基づきリサイクルしています。	
燃えるごみ		甲賀広域行政組合衛生センターで焼却処理しています。	
燃えないごみ	埋立	民間事業者に委託し、破砕、選別処理を行っています。	
	金属		
	小型電気製品		
	ライター		
粗大ごみ	燃える	甲賀広域行政組合衛生センターで破砕後、焼却処理しています。	
	燃えない	民間事業者に委託し、破砕、選別処理を行っています。	
有 害	蛍光管・電球	専門の処理業者に委託し、リサイクルしています。	
	乾電池	専門の処理業者に委託し、リサイクルしています。	

2) 中間処理施設

本市の燃えるごみは甲賀広域行政組合の衛生センターごみ処理施設で処理を行っています。衛生センターごみ処理施設の概要を表 3-2-8 に示します。

表 3-2-8 衛生センターごみ処理施設（ごみ焼却施設）の概要

区 分	内 容
名称	衛生センター
所在地	水口町水口 6677 番地
所管	甲賀広域行政組合
組合構成市	本市及び湖南市
処理能力	150t/16h (50t/16h×3 炉)
稼働開始	平成 7 年 4 月
処理方式	准連続式・流動床炉
敷地面積	69,000m ²
運転体制	事務職：4 名、運転管理要員：24 名（平成 26 年度）
稼働状況	年間 340 日～363 日稼働 年間稼働時間 15,394h～16,139h （平成 23 年度～平成 25 年度の実績） 24 時間（全連続）運転
処理率	約 74%
主要設備	受入供給設備 : ピットアンドクレーン
	燃焼ガス冷却設備 : 水噴射式
	排ガス処理設備 : 塩化水素除去装置 : バグフィルタ
	余熱利用設備 : 温水発生器
	通風設備 : 平衡通風方式
	灰出設備 : 灰固化設備、鉄分バンカ、不燃物バンカ、 固化物バンカ
	排水処理設備 : ごみ汚水は炉内噴霧 プラント排水は循環利用

（資料：甲賀広域行政組合）

3) 中間処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量は、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて減少傾向を示していましたが、平成 22 年度から増加しています。図 3-2-12 に焼却処理量の推移を示します。

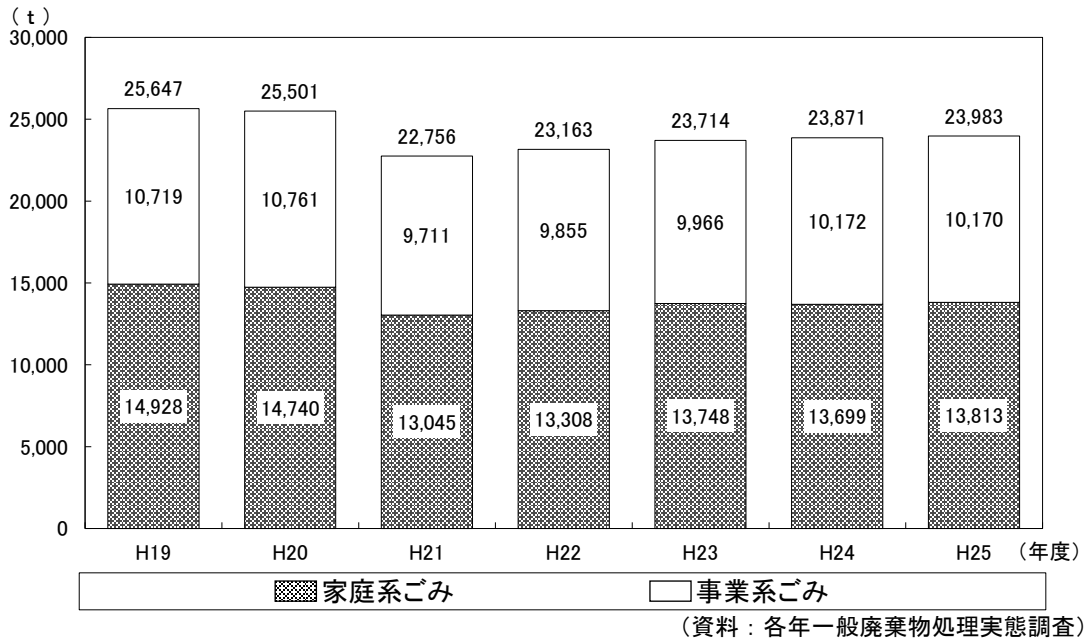


図 3-2-12 焼却処理量の推移

(2) 粗大ごみ処理施設等での処理量

粗大ごみ処理施設、資源化施設、堆肥化施設及び燃料化施設での処理量は、平成 19 年度に 2,356t ですが平成 25 年度に 3,168t に増加しています。平成 19 年度に対する平成 25 年度の処理量は、粗大ごみ処理施設において約 41%減、資源化施設において約 7%減、堆肥化施設において 31%増、燃料化施設において 97%増となっています。

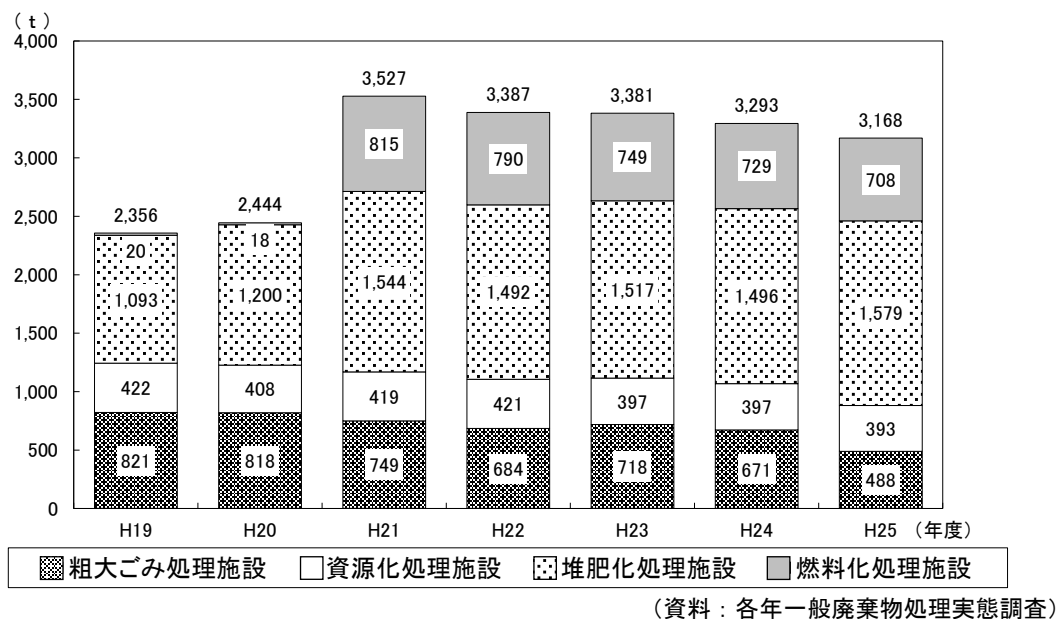


図 3-2-13 粗大ごみ処理施設等での処理量の推移

8 最終処分の概要

1) 最終処分の状況

焼却残渣、不燃残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を行っています。

なお、信楽地域で発生する不燃残渣に関しては信楽不燃物処理場で埋立処分を行います。

2) 最終処分場の概要

(1) 本市最終処分場

本市の最終処分場の概要を表 3-2-9 に示します。

表 3-2-9 最終処分場の概要

区 分	内 容
名称	信楽不燃物処理場
所在地	信楽町長野 1423-8
所管	甲賀市
面積・容量	14,300m ² 、38,500m ³ 、残余容量 4,085m ³ (H26.3 末現在)
稼動開始	昭和 61 年
処分対象物	燃えないごみ、処理残渣
遮水工	底部及び鉛直
浸出水の処理	生物処理

(資料：一般廃棄物処理実態調査)

(2) 広域最終処分場

残渣類の最終処分を委託している大阪湾広域臨海環境整備センターの概要を表 3-2-10 に示します。

表 3-2-10 最終処分場の概要

区分	内容			
名称	大阪湾広域臨海環境整備センター			
広域処理対象区域	近畿2府4県 175市町村			
設立	昭和57年3月			
設立趣旨	1.大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。 2.港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること。 3.新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与すること。			
最終処分場の規模	施設名	面積	計画容量	埋立進捗率※
	尼崎沖埋立処分場	113ha	15,780千m ³	95.6%
	泉大津沖埋立処分場	203ha	30,800千m ³	91.0%
	神戸沖埋立処分場	88ha	15,000千m ³	66.6%
	大阪沖埋立処分場	95ha	13,980千m ³	15.1%

(資料：大阪湾広域臨海環境整備センター概要)

※埋立進捗率は、平成25年3月現在

3) 最終処分量

平成19年度から平成25年度の最終処分量は、3,111t～3,494tの間で推移しています。表3-2-11に最終処分量の推移を示します。

表 3-2-11 最終処分量の推移

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	単位							
最終処分量	t/年	3,378	3,494	3,111	3,180	3,138	3,203	3,139

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査)

9 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-2-14 に示します。

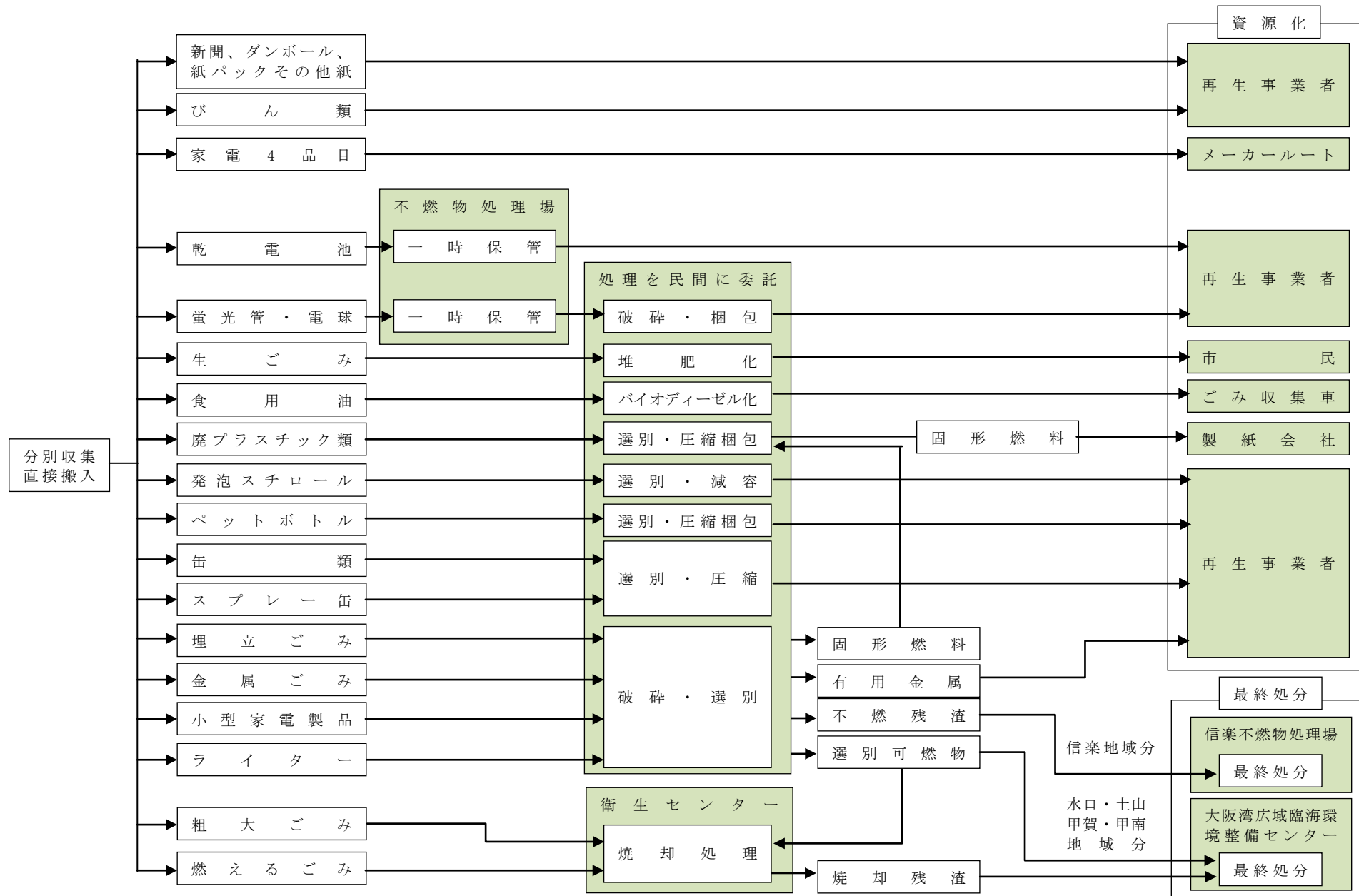


図 3-2-14 ごみの処理フロー

10 ごみ減量化・再生利用の状況

1) 広報・啓発活動

ごみカレンダー（ごみの分け方、出し方）、甲賀市ごみ事典、広報誌等の配布、ホームページへの掲載を行い、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。



2) 教育の充実

市内の小・中学校における学校教育の場、並びに社会教育の場において、発生抑制・資源化に対する意識を育てることを目的として学習会、見学会等を実施するとともに副読本、小冊子、ビデオ等を配布して、ごみに対する教育の充実を図っています。

3) 環境イベントの開催

エコフェスタ等を開催し、フリーマーケットコーナー、リサイクルコーナー、不要品交換コーナー、環境コーナー等を設け、また、会場で再生品、再生資源等を展示し、ごみの減量効果やリサイクルの重要性を啓発しています。



4) 有料化の状況

有料化の現在の概要を表 3-2-13 に示します。

表 3-2-13 ごみ有料化の現在の概要

区分		内容	
家庭系	家庭系ごみ	燃えるごみ指定袋（大）	10枚入 1組 250円
		燃えるごみ指定袋（小）	10枚入 1組 180円
		プラスチック専用指定袋（大）	10枚入 1組 250円
		プラスチック専用指定袋（小）	10枚入 1組 180円
家庭系	粗大ごみの戸別収集	300円/1点	
家庭系	家電4品目	運搬費：3,000円～5,000円	
家庭系	直接搬入（衛生センター）	50円/10kg 市の指定袋に入れて搬入された場合は徴収しない。	
事業系	事業系ごみ	燃えるごみ指定袋	10枚入 1組 900円
	直接搬入（衛生センター）	180円/10kg 市の指定袋に入れて搬入された場合は徴収しない。	

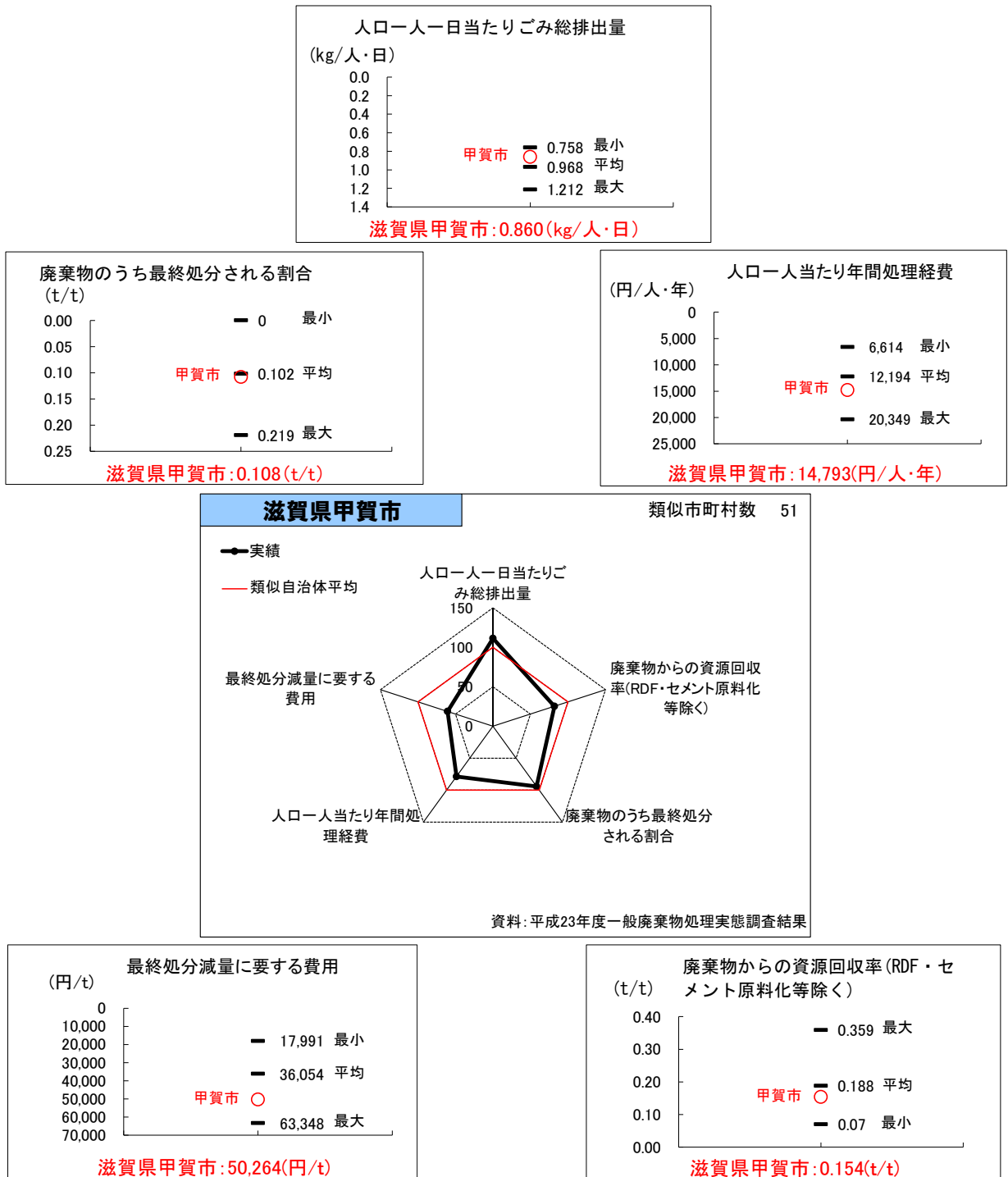
1 1 類似自治体等との比較検討

1) 類似自治体及び近隣自治体との比較

ごみ処理状況についての類似自治体[※]及び近隣自治体[※]との比較分析表を図 3-2-15 及び図 3-2-16 に示します。本データは環境省平成 23 年度一般廃棄物処理実態調査に基づきます。

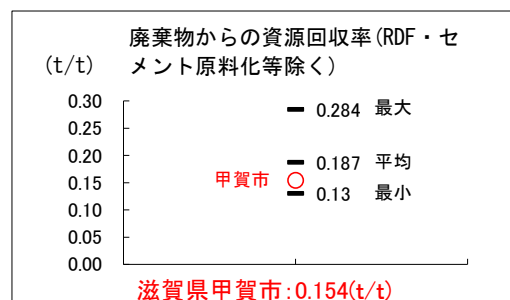
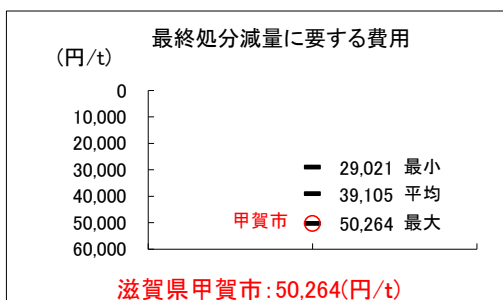
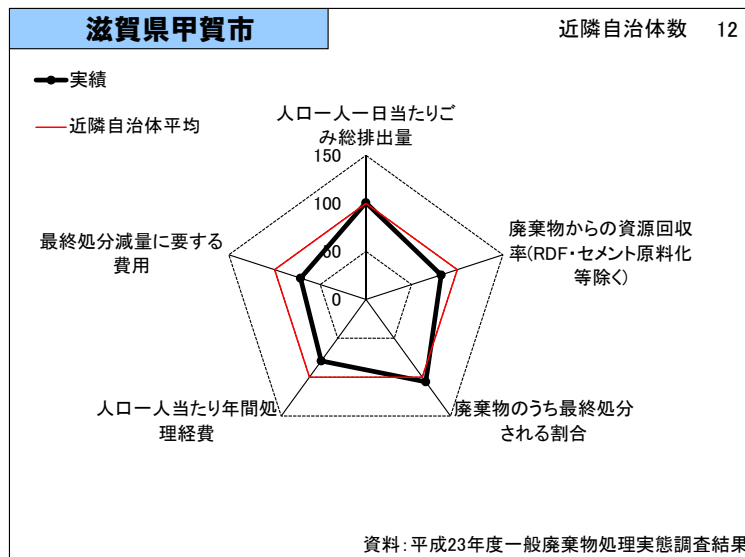
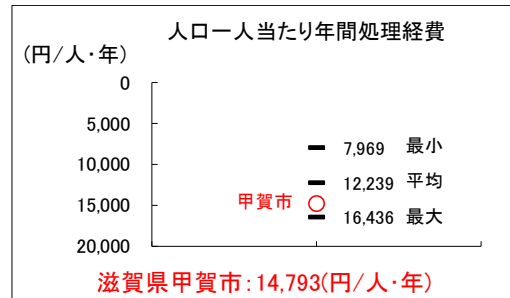
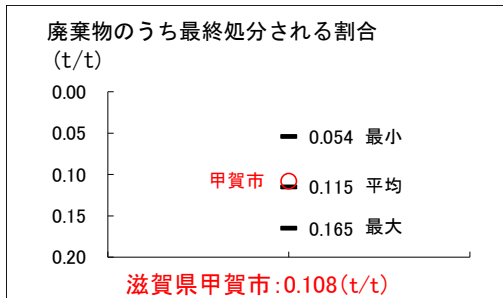
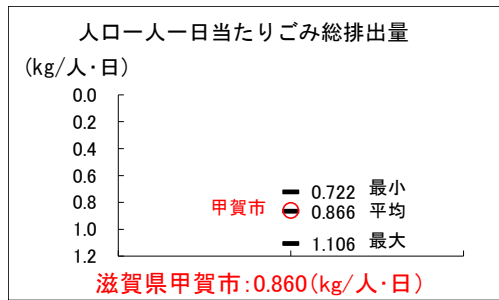
【※類似自治体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの】

【※近隣自治体：本市と隣接する団体（12 団体）】



(資料：一般廃棄物処理実態調査平成23年度)

図 3-2-15 類似自治体との比較



(資料: 一般廃棄物処理実態調査平成23年度)

図 3-2-16 近隣自治体との比較

表 3-2-14 類似自治体との比較表（平成 23 年度）

市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
甲賀市	92,284	0.86	0.154	0.108	14,793	50,264
山形県米沢市	87,449	0.889	0.134	0.146	7,587	26,806
茨城県鹿嶋市	66,562	0.957	0.144	0.025	10,534	30,053
群馬県館林市	78,085	1.1	0.209	0.127	11,710	29,217
埼玉県秩父市	67,716	0.996	0.257	0.029	9,193	22,527
埼玉県羽生市	55,801	1.011	0.237	0.074	12,577	35,538
埼玉県八潮市	80,858	1.047	0.114	0.065	13,187	32,247
新潟県柏崎市	90,723	0.99	0.218	0.1	13,872	40,123
新潟県燕市	83,045	1.175	0.166	0.205	18,494	51,887
富山県氷見市	52,516	0.872	0.192	0.166	8,245	29,268
石川県加賀市	72,584	1.133	0.158	0.13	13,508	36,290
福井県鯖江市	67,939	1.027	0.173	0.108	9,644	27,264
福井県越前市	82,459	0.896	0.259	0.124	9,765	32,686
福井県坂井市	93,271	0.894	0.166	0.131	6,634	21,263
山梨県富士吉田市	51,631	0.955	0.131	0.048	19,540	52,460
長野県岡谷市	52,740	0.814	0.29	0.087	8,064	27,615
長野県諏訪市	50,996	1.082	0.169	0.088	8,984	23,128
岐阜県関市	89,307	0.99	0.23	0.033	12,625	34,631
岐阜県羽島市	65,976	0.84	0.26	0.069	13,651	44,330
岐阜県美濃加茂市	50,119	0.932	0.134	0.104	12,148	39,286
岐阜県土岐市	58,618	1.089	0.142	0.176	6,614	17,991
岐阜県可児市	91,713	0.874	0.183	0.082	11,926	40,265
静岡県裾野市	54,425	0.882	0.118	0.011	12,214	35,034
愛知県碧南市	69,672	1.103	0.203	0.117	15,582	40,153
愛知県蒲郡市	80,658	1.212	0.169	0.103	13,683	32,559
愛知県犬山市	75,702	0.882	0.239	0.114	10,316	33,525
愛知県常滑市	55,325	1.13	0.155	0.151	12,984	33,956
愛知県大府市	84,418	0.911	0.247	0.108	7,943	24,935
愛知県知多市	84,711	0.925	0.176	0.144	17,109	55,220
愛知県知立市	65,917	0.973	0.163	0.102	13,114	38,773
愛知県豊明市	66,177	0.86	0.27	0.104	8,570	28,532
愛知県みよし市	56,944	0.958	0.187	0.134	20,195	63,348
愛知県あま市	87,968	0.773	0.07	0.141	10,750	34,064
三重県名張市	80,171	0.758	0.13	0.051	11,965	44,642
三重県亀山市	50,494	1.009	0.359	0	20,349	54,824
滋賀県近江八幡市	80,773	0.967	0.13	0.115	9,630	29,440
滋賀県守山市	77,617	0.837	0.284	0.113	11,677	39,707
滋賀県栗東市	64,417	0.813	0.242	0.072	12,781	45,217
滋賀県野洲市	50,876	0.799	0.178	0.159	13,302	49,266
滋賀県湖南市	52,902	0.833	0.147	0.095	11,694	40,637
兵庫県赤穂市	50,821	1.101	0.195	0.117	8,232	21,424
兵庫県高砂市	94,631	1.015	0.173	0.087	19,080	54,690
兵庫県たつの市	80,937	1.003	0.286	0.018	13,642	36,988
岡山県玉野市	65,197	1.071	0.102	0.219	11,249	33,740
岡山県笠岡市	53,699	0.904	0.209	0.081	12,688	41,169
岡山県総社市	66,608	1.095	0.142	0.154	11,009	31,872
山口県下松市	56,045	1.058	0.22	0.093	13,785	37,004
山口県光市	53,932	0.968	0.236	0.077	14,356	41,115
山口県山陽小野田市	65,298	1.18	0.15	0.1	9,142	22,391
愛媛県四国中央市	92,315	1.013	0.132	0.035	9,266	25,959
福岡県行橋市	72,364	0.907	0.138	0.177	12,271	23,456
類似団体平均	70,067	0.968	0.188	0.102	12,194	36,054

表 3-2-15 近隣自治体との比較表（平成 23 年度）

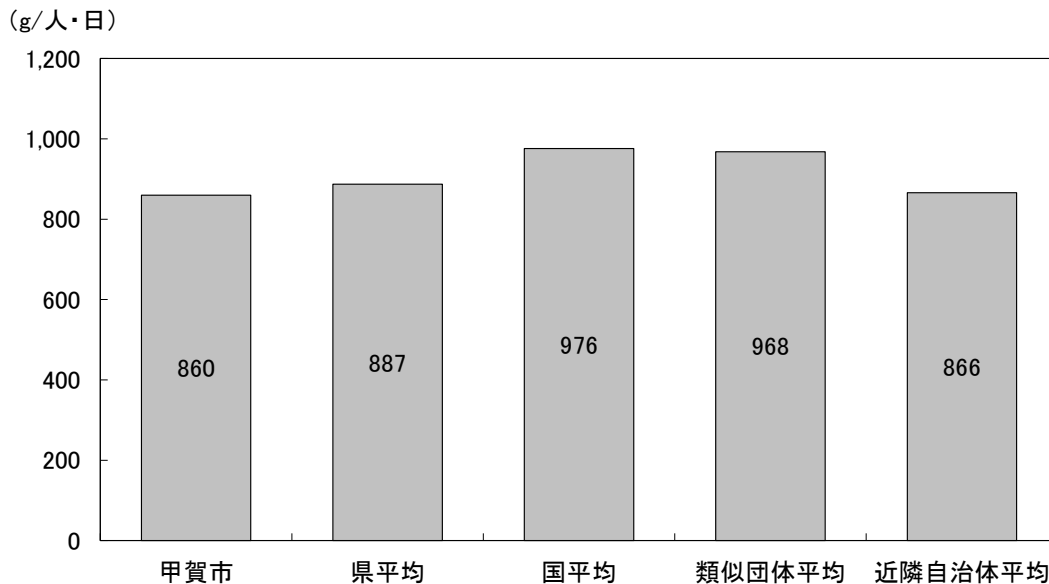
市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
甲賀市	92,284	0.86	0.154	0.108	14,793	50,264
彦根市	110,412	1.106	0.148	0.165	10,832	29,021
長浜市	121,682	0.849	0.178	0.133	16,436	40,171
近江八幡市	80,773	0.967	0.13	0.115	9,630	29,440
草津市	124,595	0.952	0.184	0.117	9,729	30,444
守山市	77,617	0.837	0.284	0.113	11,677	39,707
栗東市	64,417	0.813	0.242	0.072	12,781	45,217
野洲市	50,876	0.799	0.178	0.159	13,302	49,266
湖南市	52,902	0.833	0.147	0.095	11,694	40,637
高島市	52,913	0.917	0.171	0.109	15,662	49,976
東近江市	114,229	0.722	0.197	0.054	7,969	30,326
米原市	40,496	0.741	0.225	0.137	12,359	34,790
近隣自治体平均	81,933	0.866	0.187	0.115	12,239	39,105

2) 比較による主な相違点

(1) 1人1日平均ごみ排出量(原単位)

本市の原単位は、860g/人/日(住民基本台帳人口ベース)となっており、県平均887g/人/日、国平均976g/人/日、類似団体平均968g/人/日、近隣自治体平均866g/人/日を下回っています。

また県が平成27年度目標値としている910g/人/日と比較しても下回っています。



(資料：一般廃棄物処理実態調査平成23年度)

図 3-2-17 原単位の比較

(2) 廃棄物からの資源回収率

本市の資源回収率の実績：26.7%、類似団体平均：18.8%、近隣自治体平均：18.7%
※本市のリサイクル率=総資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量)÷家庭系ごみ量×100

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合

本市の廃棄物のうち最終処分される割合は10.8%で、類似団体平均10.2%を上回っていますが、近隣自治体平均11.5%を下回っています。

(4) 人口1人当たり年間処理経費

本市の人口1人当たり年間処理経費は14,793(円/人・年)で、類似団体平均12,194(円/人・年)、近隣自治体平均12,239(円/人・年)を上回っています。

(5) 最終処分量に要する費用

本市の最終処分量に要する費用は、50,264(円/t)で、類似団体平均36,054(円/t)、近隣自治体平均39,105(円/t)を上回っています。

1 2 課題の整理

課題1 ごみの発生量を抑制する

図 3-2-17 に示すとおり本市のごみ排出量原単位は 860g/人/日となっており、国平均 976g/人/日及び県が目標としている 910g/人/日を下回っていますが、さらにごみの発生を抑制していく必要があります。

課題2 リサイクルを推進する

平成 25 年度の本市のリサイクル率 25.1%は、国平均、県平均のいずれも上回る見込みです。

生ごみの堆肥化に関しては、平成 26 年 12 月末現在で約 8,800 世帯の参加に止まっています。将来は、参加者数を増やすことにより、生ごみリサイクルを推進する必要があります。

生ごみを除く資源ごみの回収は、ほとんどが月 1 回の収集であること、各地域の回収拠点となっている不燃物処理場が排出の際の利便性に欠けること等が資源ごみの回収が進まない一つの要因として考えられるため、新たに民間委託によりエコステーションを開設し、市民の利便性の向上と資源化率の向上を図ります。

資源化を推進している自治体では、排出段階で可能な限り分別区分数を多くする、集積所方式での収集回収を多くする、回収拠点を設けるなどの工夫をしており、こうした取り組みの採用についても検討する必要があります。本市では概ね資源化可能な資源は分別していますが、布類の分別に関して検討の余地があります。

課題3 事業系ごみ対策を強化する

本市のごみの特徴として、事業系ごみの割合は 34.6%で、県の平均値 28.3%、国の平均値 27.4%を上回っています。事業活動が活性化することは望ましいことですが、ごみをできるだけ発生抑制し、資源化を推進することが課題となっています。

課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う

ごみ排出量（集団回収量を除く）の約 70%を燃えるごみが占めており、紙類、プラスチック類等、本市が資源として回収している品目が多く含まれていることがごみ質調査結果から明らかとなっています。

処分量を削減しリサイクル率の向上を図るために、排出段階における資源ごみの分別徹底を推進する必要があります。

収集・運搬経費削減の観点から、集積所数の見直しが求められており、共同住宅の集積所に関しては、共同住宅管理者の排出者責任を考慮し、収集方法に関して検討する必要があります。

課題5 安全で安定した処理を行う

燃えるごみ、燃える粗大ごみについては焼却処理を行っていますが、安全かつ安定した処理を継続するために、ごみ排出量、ごみ質の管理を徹底する必要があります。また、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、資源ごみに関しても処理の経済性・効率性を考慮し、民間事業者への処理委託を継続するとともに、処理体制の充実を図る必要があります。

課題6 適正処分を継続する

本市は、残渣の埋立処分の大半を広域最終処分場で行っていることから、ごみの減量化、資源化を推進し、処分量を削減することにより、最終処分場を延命化する必要があります。

また、関係市町村、団体と連携し継続的に最終処分場を確保する必要があります。

課題7 ごみの持ち去り及び違法回収対策を強化する

平成26年4月1日から甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、ごみの持ち去りに対する罰則規定を設け一定の成果はありますが、ごみの持ち去りはなくなっておりません。

また、ごみの持ち去り以外でも違法な不用品回収業者も存在するため、警察や市民と協力しながら、監視や取締りを強化する必要があります。

第3章 基本方針

1 基本理念

本市は、総合計画を基本として、市民一人ひとりが豊かさと安全・安心を実感でき、持続的な発展を遂げていくため「人 自然 輝きつづける あい甲賀」をキャッチフレーズに、まちづくりを推進しています。

環境保全、資源循環は、本市の根幹的な取組の一つであり、本計画を指針とした今後の取組が本市の将来像を現実のものとしします。

総合計画に基づき本計画の基本理念を次のとおりとします。

《本市の将来像》

「人 自然 輝きつづける あい甲賀」

《まちづくりの基本理念》

「自然のもたらす大地の恵みが、市民の暮らしに強く結びついているまち」

《本計画における基本理念》

- 天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政がパートナーシップで取り組むまち
- 地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活せるまち
- 多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- 処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されているまち

2 取組の体系

取組の体系を図 3-3-1 に示します。

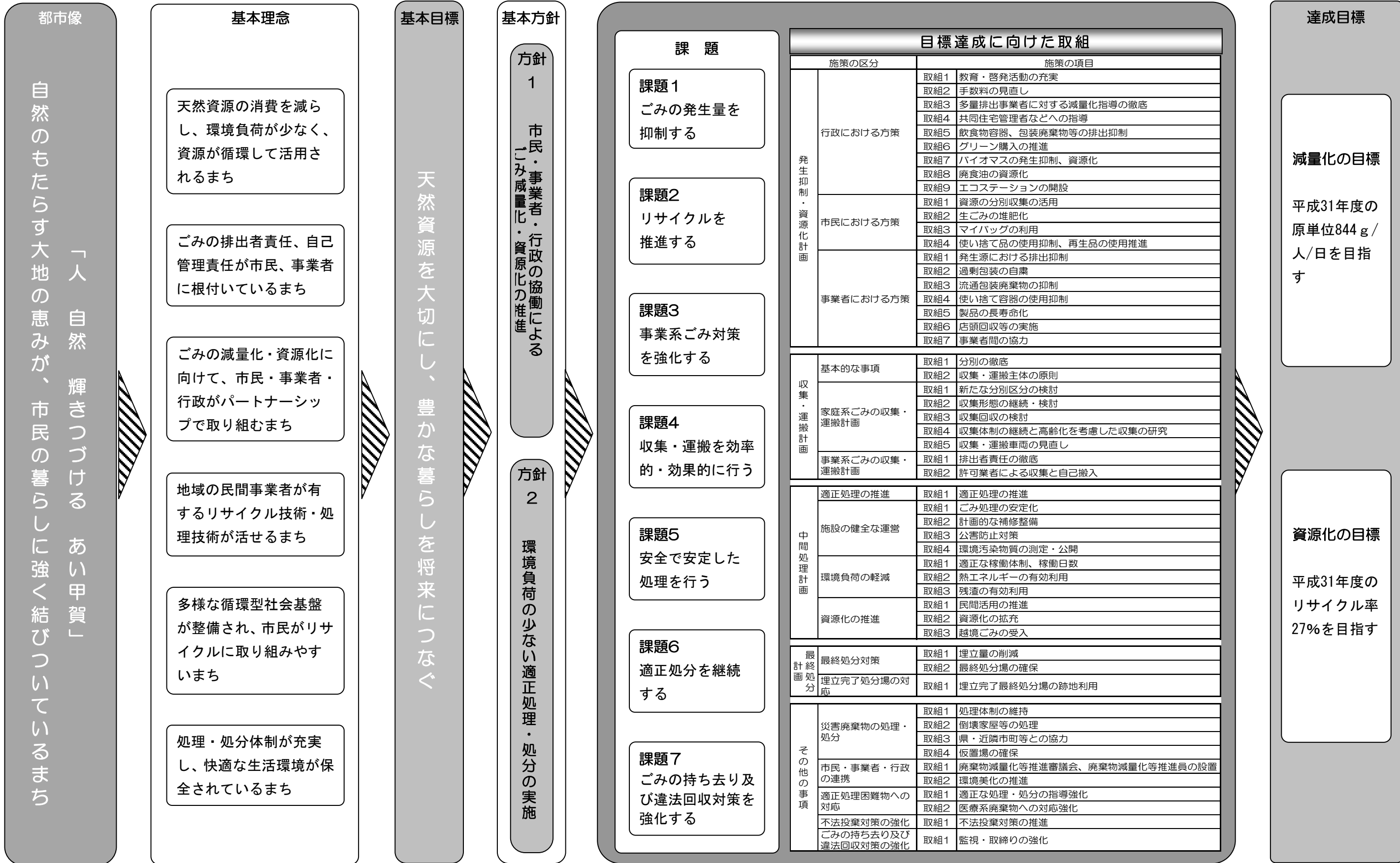


図 3-3-1 取組の体系

3 基本目標

これまでに見たように、本市のごみの量は、ほぼ横ばいの傾向にあり、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、ごみの量を削減し、貴重な資源を有効に活用して、できるだけ環境への負荷が少ない、環境にやさしい地域社会をつくる必要があります。

そのため、『天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ』をごみ処理基本計画の基本目標とします。

《基本目標》

天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ

本市が目指す循環型社会

本市は、鈴鹿山系を望む丘陵地に開けた豊かな自然を有しており、人びとにとってかけがえのないこの環境は、次世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

しかしながら、今、私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄が産んだ、資源の枯渇、環境への負荷という問題を抱えています。

問題を解決するためには、一人ひとりが環境への関心を深め、自ら率先して行動していくことが求められています。

そのため、市民・事業者・行政が協働して、貴重な資源を有効活用、再利用するなど、ごみの減量化・資源化に努めなければなりません。

化石燃料・森林資源等の天然資源の消費を抑制し、徹底した資源の分別、資源化、再生品の利用を推進し、生ごみをはじめとしたバイオマスの有効利用を推進する等、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを目指します。

4 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進			
対応する課題：	課題1	課題2	課題3
ごみの減量化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進していきます。			

方針2：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施				
対応する課題：	課題4	課題5	課題6	課題7
効率的・効果的に資源を分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制の見直しや資源の分別回収品目の追加を行います。				
また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。				
さらに、ごみ処理広域化に伴い、可能な限り資源物の回収に努めるとともに、エネルギー活用も図れるよう計画的な施設の整備を進めます。				

5 基本目標達成のための役割

基本方針を進めるため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

資源循環型社会の推進のため、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められます。

市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要です。

そうした積み重ねが、結果的に大幅なごみの減量化につながります。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法をPRしたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要となります。

また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められます。

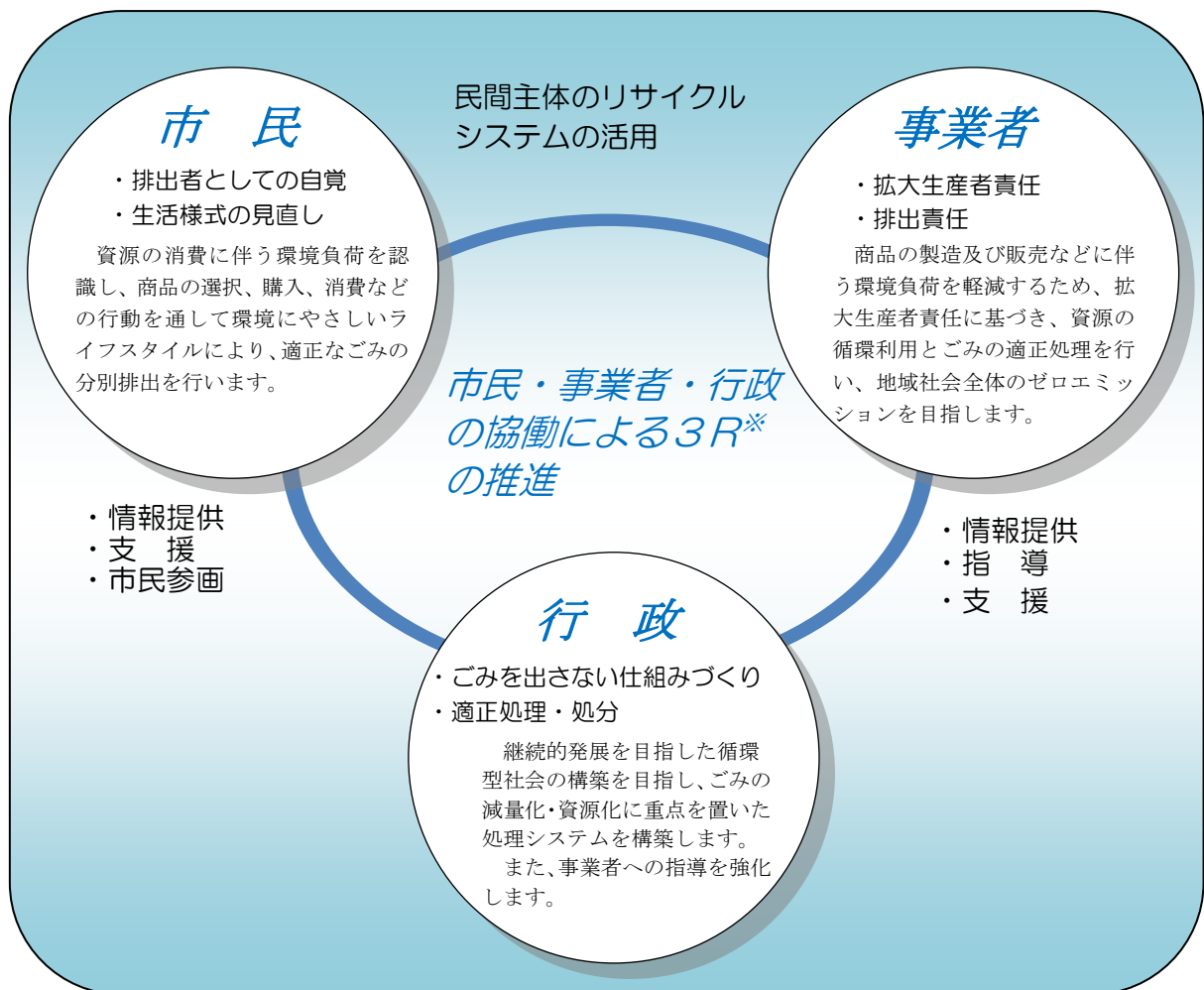
行政の役割

市は、自ら率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めなくてはなりません。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を採り入れることが重要となります。

図 3-3-2 市民・事業者・行政の役割



※3Rとは、Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもの

6 達成目標の設定

1) 減量化・資源化目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

(1) 減量化目標

《減量化目標》

原単位を平成31年度までに844g/人/日以下とすることを目指します。



具体的には

- 家庭系ごみの原単位を平成19年度の実績値に対して3%削減を目指します。
- 事業系ごみの原単位を平成19年度の実績値に対して5%削減を目指します。

(2) 資源化目標

《資源化目標》

リサイクル率を平成31年度に27%とすることを目指します。



具体的には

- 資源の分別を徹底します。
- 紙、プラスチック類、生ごみ等の資源化を推進します。
- 布類の資源化を推進します。
- 中間処理（破碎・選別処理等）による資源化を促進します。

2) ごみ排出量の見込み

図 3-3-3 に原単位の見込みを示します。実績値に基づき推計すると平成 19 年度の実績に対して平成 31 年度の原単位は約 7%増加する見通しです。(実績トレンド)

本計画では、ごみ発生抑制の取り組みを強化し、平成 19 年度の実績に対して平成 31 年度までに約 4%減少する見込みです。

また、ごみ排出量は、原単位及び人口の減少に伴い約 9%減少する見込みです。

図 3-3-4 にごみ排出量の見込みを示します。

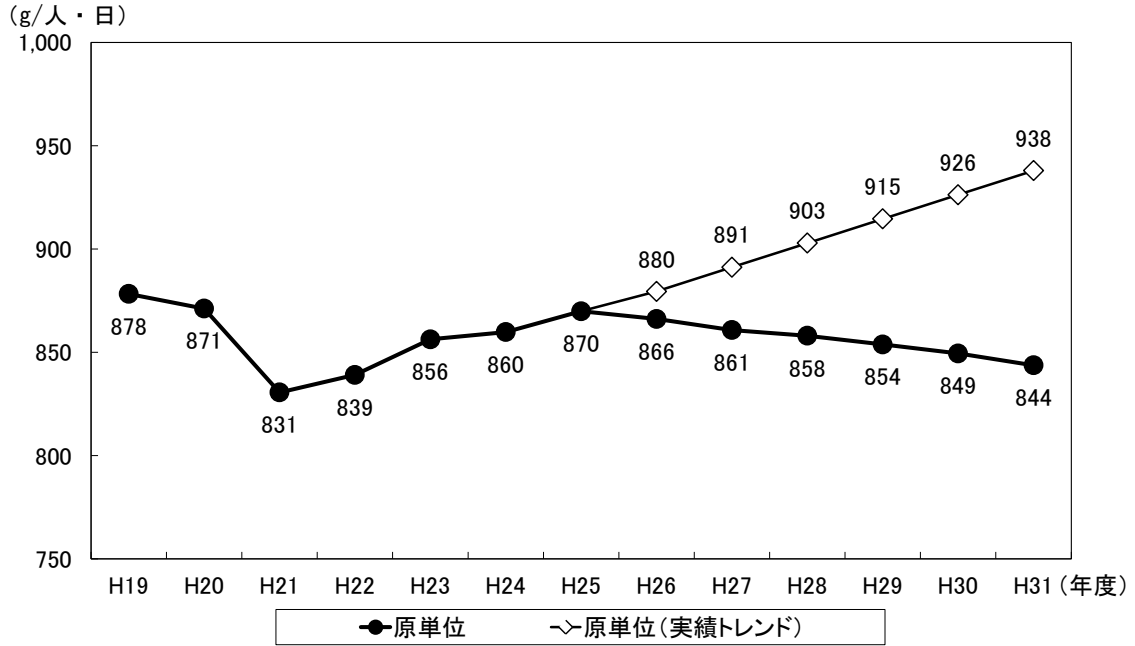


図 3-3-3 原単位の見込み

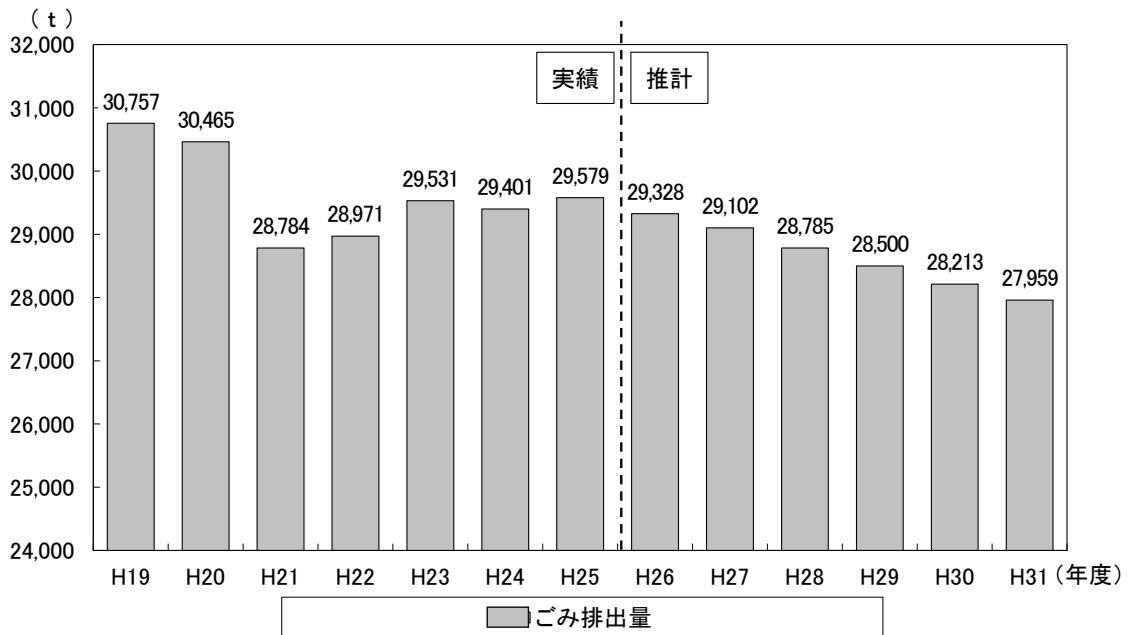


図 3-3-4 ごみ排出量の見込み

3) 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の見込み

家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の見込みを図 3-3-5 に示します。平成 19 年度の実績に対する平成 31 年度の目標値は、家庭系ごみ量が約 9%減少し、事業系ごみ量が約 10%減少するものとして計画します。

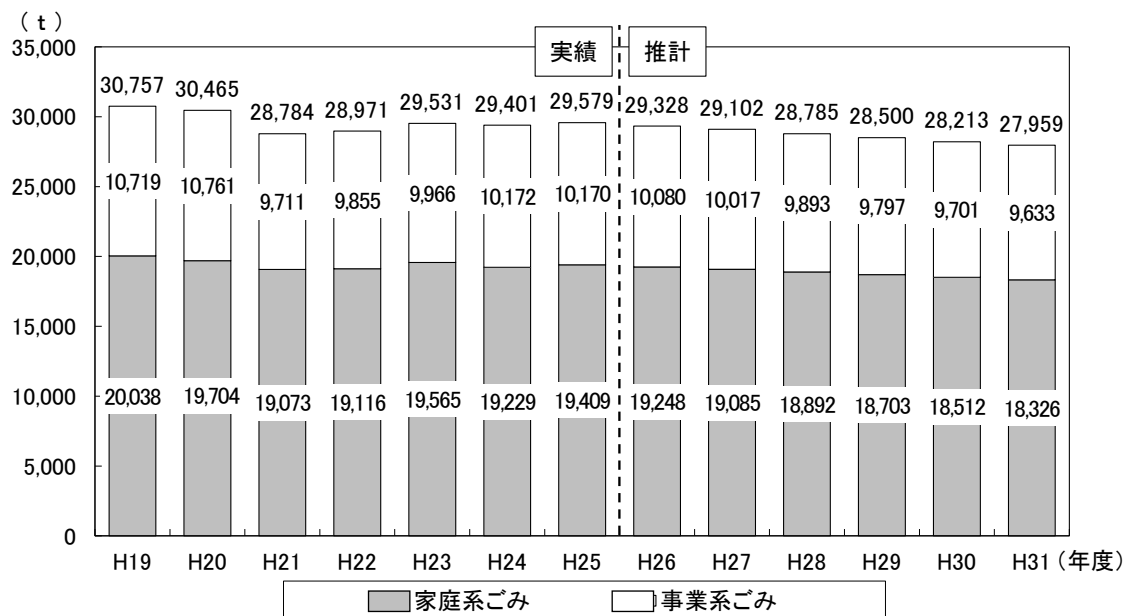


図 3-3-5 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の見込み

4) 資源化量の見込み

資源ごみの分別収集に対する PR、意識啓発による分別の徹底及び処理体制の充実を図り、リサイクル率を 27%まで向上するものとして計画します。平成 19 年度の実績に対する平成 31 年度の資源化量は、約 10%増加するものとして計画します。

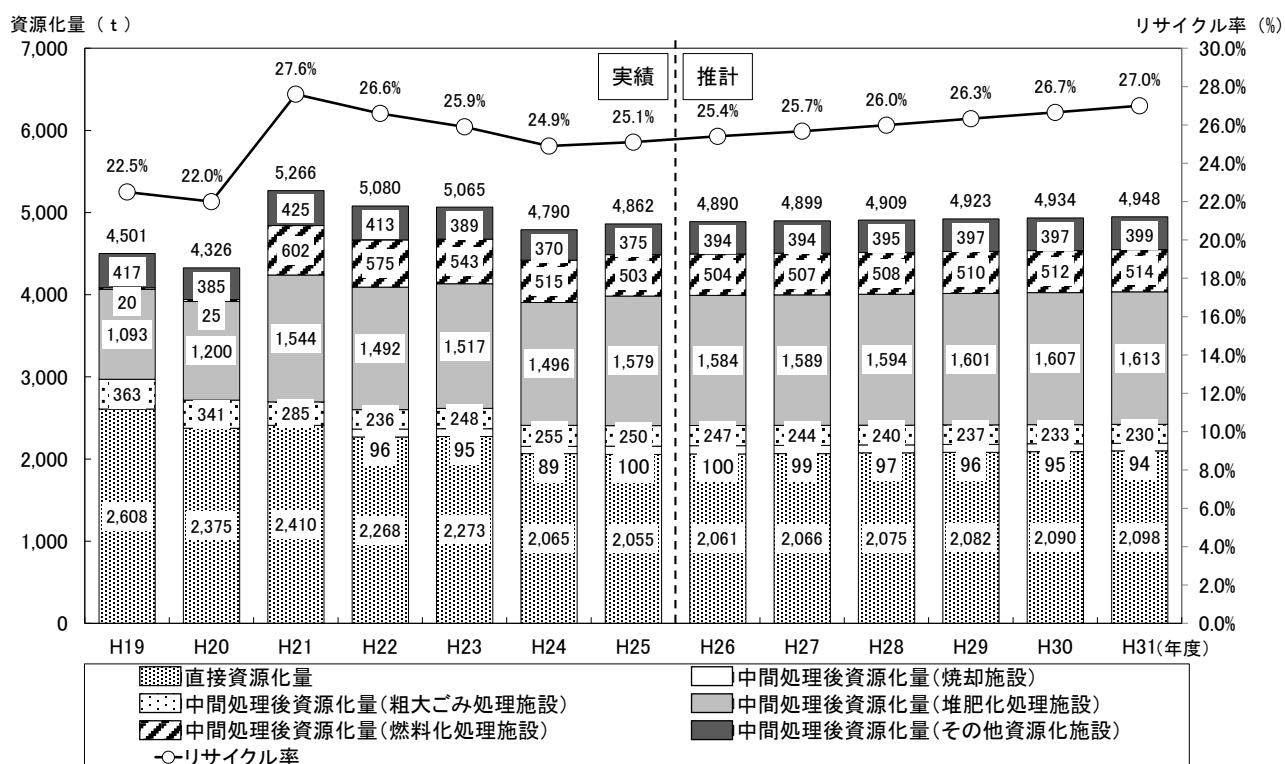


図 3-3-6 資源化量の見込み

5) 中間処理量の見込み

(1) 焼却処理量

組合衛生センターでの焼却処理量は、平成19年度に25,647tでしたが、平成31年度には22,333tとなり約13%減少する見込みです。図3-3-7に焼却処理量の見込みを示します。

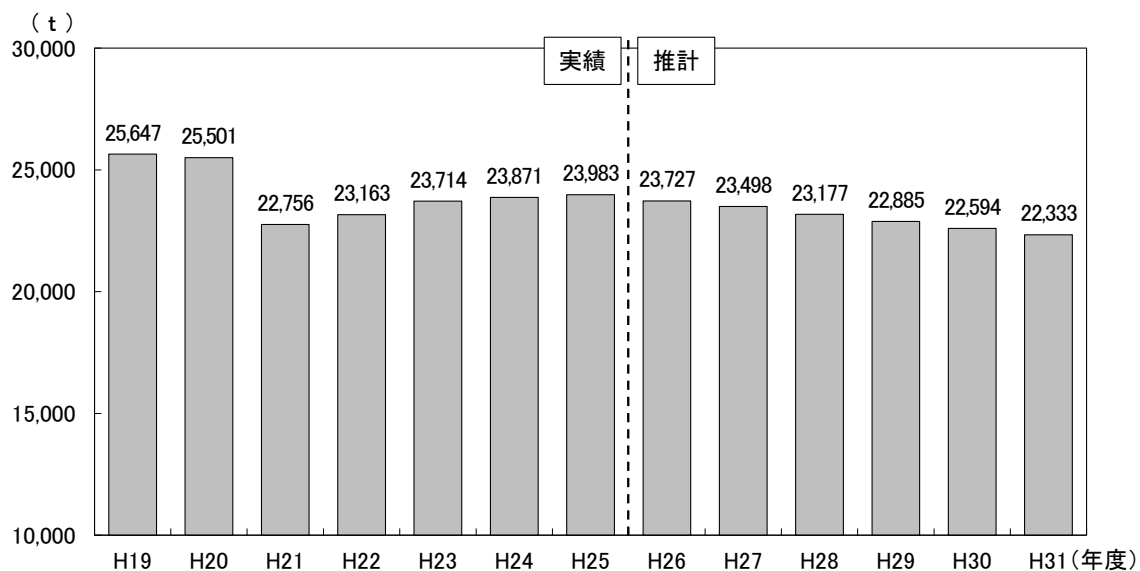


図 3-3-7 焼却処理量の見込み

(2) 燃えないごみ及び燃えない粗大ごみの処理量

燃えないごみ及び燃えない粗大ごみの委託処理量は、平成19年度に821tでしたが平成31年度には449tとなる見込みです。図3-3-8に燃えないごみ及び燃えない粗大ごみの処理量の見込みを示します。

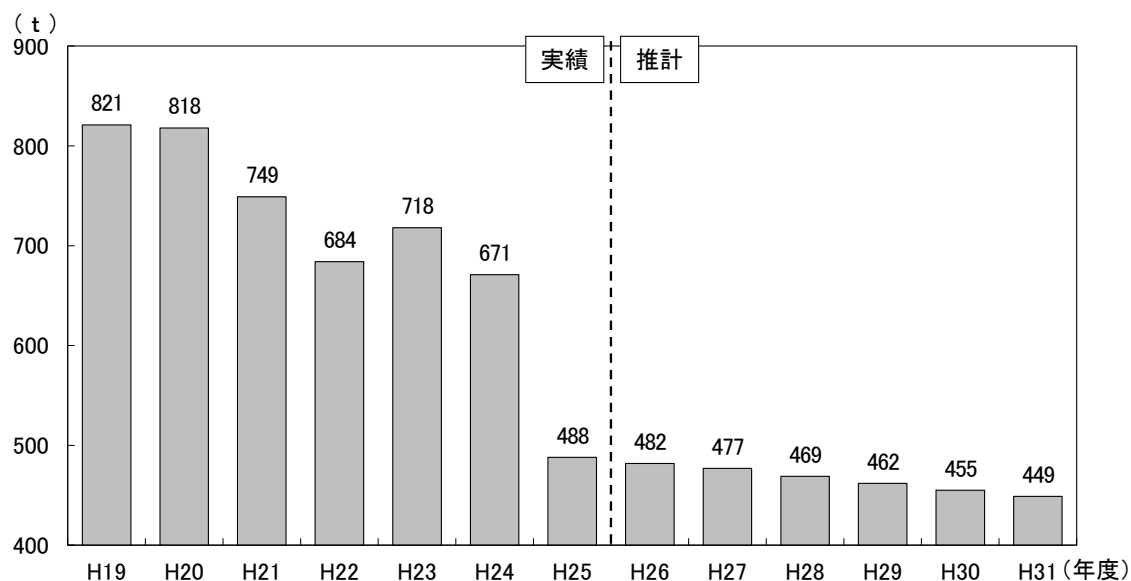
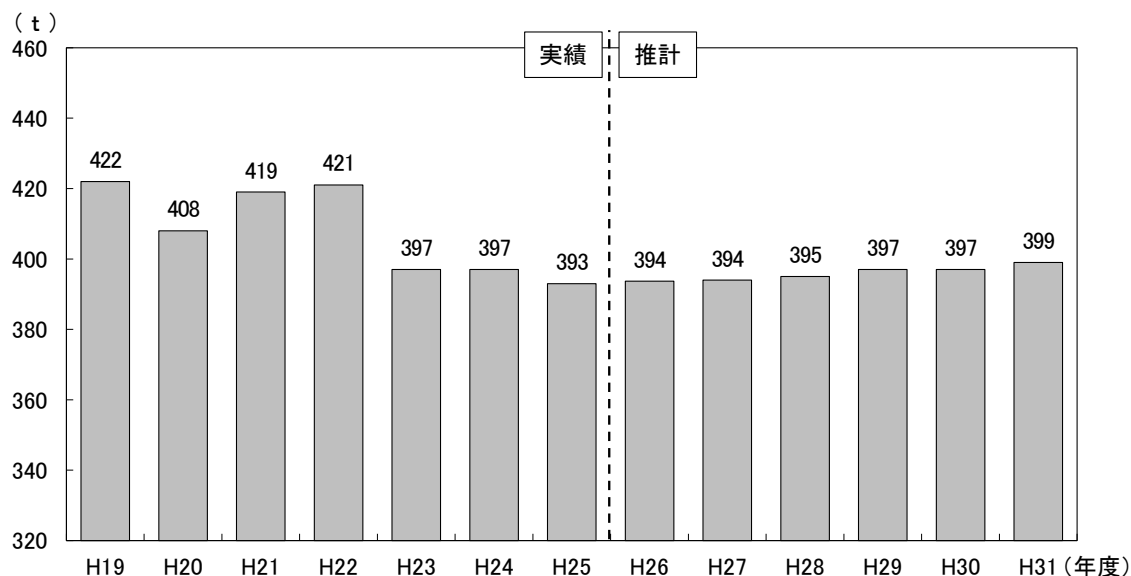


図 3-3-8 燃えないごみ及び燃えない粗大ごみの処理量の見込み

(3) 資源ごみの処理量

金属類、ペットボトル、廃プラスチック等の委託処理量は、平成19年度に422tでしたが廃プラスチック類の分別回収を継続的に行うことにより、平成31年度に399tとなる見込みです。図3-3-9に資源ごみの処理量の見込みを示します。

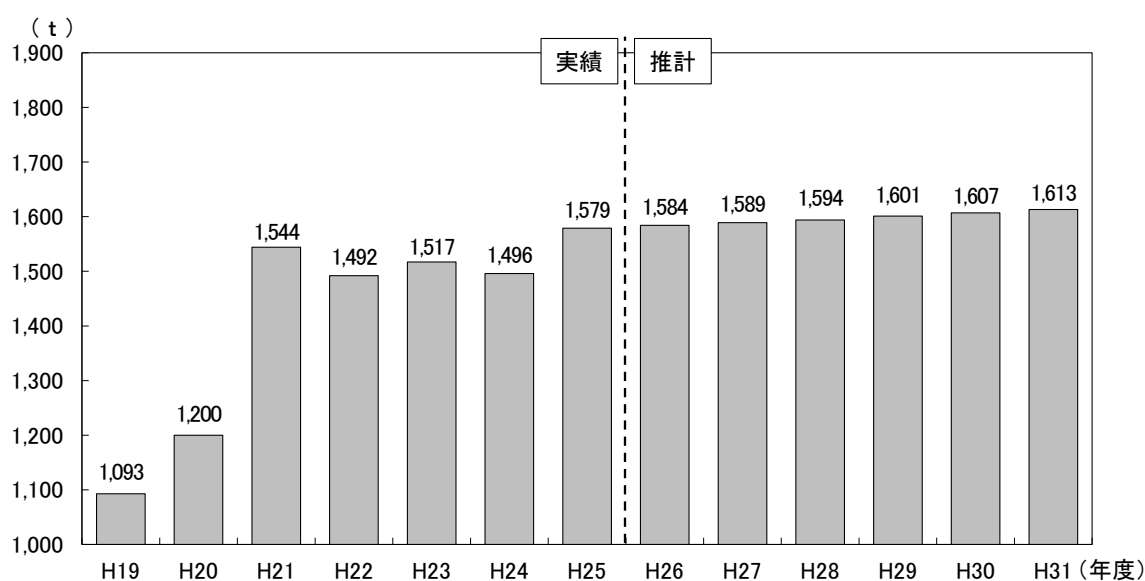


※図3-3-6は資源化量を示すため、図3-3-9の処理量とは数値が異なります。

図 3-3-9 資源ごみの処理量の見込み

(4) 堆肥化による生ごみの処理量

堆肥化による生ごみの処理量は、平成19年度に1,093tでしたが生ごみ堆肥化循環システムへの参加者の増加により平成31年度に1,613tとなり約48%増加する見込みです。図3-3-10に生ごみ処理量の見込みを示します。



※図3-3-6は資源化量を示すため、図3-3-10の処理量とは数値が異なります。

図 3-3-10 堆肥化による生ごみの処理量の見込み

6) 最終処分量の見込み

最終処分量は、平成 19 年度に 3,378 t ですが平成 31 年度には 2,925 t となり、約 13%減少する見込みです。図 3-3-11 に最終処分量の見込みを示します。

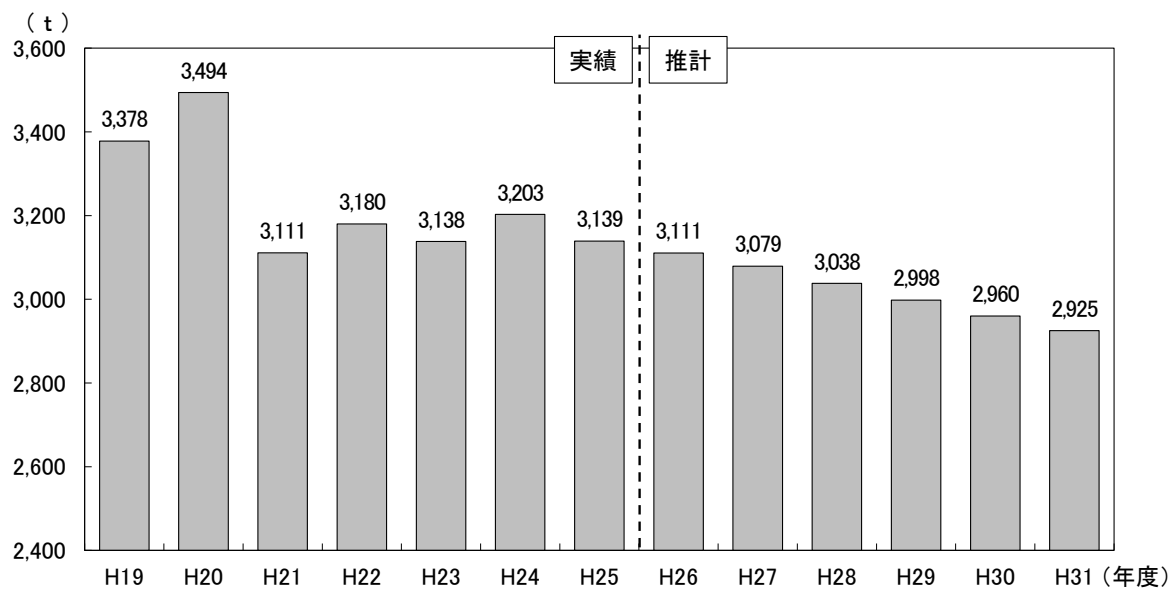


図 3-3-11 最終処分量の見込み

第4章 ごみ処理基本計画

1 発生抑制・資源化計画

市民・事業者・行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。主体ごとの取組の体系を次に示します。

表 3-4-1 発生抑制・資源化計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組1	教育・啓発活動の充実
		取組2	手数料の見直し
		取組3	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組4	共同住宅管理者などへの指導
		取組5	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		取組6	グリーン購入の推進
		取組7	バイオマスの発生抑制、資源化
		取組8	廃食油の資源化
		取組9	エコステーションの開設
	市民における方策	取組1	資源の分別収集の活用
		取組2	生ごみの堆肥化
		取組3	マイバッグの利用
		取組4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
	事業者における方策	取組1	発生源における排出抑制
		取組2	過剰包装の自粛
		取組3	流通包装廃棄物の抑制
		取組4	使い捨て容器の使用抑制
		取組5	製品の長寿命化
		取組6	店頭回収等の実施
		取組7	事業者間の協力

1) 行政における方策

取組1 教育、啓発活動の充実

①学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

例) 副読本の作成、配布

②学習機会の創造

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

例) バイオマスリサイクルに関する講演会の開催

③情報提供

市民・事業者にも率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供します。

例) 市民の主体的な資源回収活動

④地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

例) 不用品交換情報の提供

⑤事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

例) ・事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布
・事業者への意識調査（環境保全、ISO、リサイクルの取組等）

取組2 手数料の見直し

燃えるごみについては、指定袋制により手数料を徴収していますが、ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進するために手数料の見直しを検討します。

また、粗大ごみに関しては、一律で料金を設定していますが、収集・運搬、処理・処分の難易性等を考慮し、品目毎に料金を設定するなどの検討を行います。

例) 手数料の適正化

取組 3 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう制度の検討を行います。

例) 減量化・資源化計画の策定を条例で規定

取組 4 共同住宅管理者などへの指導

共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する廃棄物は事業系ごみと同様に収集・運搬、処理・処分を自らの責任で行うよう指導します。

また、資源ごみに関しては、分別し資源化するよう指導します。

例) 集積所設置要綱の策定

取組 5 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

例) 事業者と共同で店頭回収をPR

取組 6 グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

例) 市役所のごみ減量への率先行動

取組 7 バイオマス[※]の発生抑制・資源化

※バイオマス：生ごみ、草・木等

①生ごみ堆肥化循環システムの利用促進と余剰堆肥の有効活用の検討

生ごみ堆肥化循環システムの参加世帯数が増加するよう、市民への普及・啓発を進めます。また、余剰堆肥が発生する場合の有効活用方法について検討します。

②草木の有効利用[※]

県、民間の研究機関、リサイクル事業者と連携し、刈草、剪定枝等のバイオマス利活用について調査・研究します。

【※草木の有効利用：発電利用、燃料化、炭化、バイオマス由来のプラスチック、堆肥、チップ化、ペレット化等】

取組 8 廃食油の資源化

本市では廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料化しています。ごみ収集車やリサイクル施設の燃料として活用されており、事業の継続と拡大を図ります。

取組 9 エコステーションの開設

民間委託によるエコステーションを開設し、市民の利便性と資源化率の向上を図ります。

2) 市民における方策

取組 1 資源の分別収集の活用

市民は市が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進します。

取組 2 生ごみの堆肥化

市民は燃えるごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化を推進します。また、市が行う生ごみ堆肥化循環システムに参加することにより、エネルギーの消費を抑えながらごみの発生量を削減します。

取組 3 マイバッグの利用

燃えるごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれています。市民は、買い物時にマイバッグを使用し、過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制します。

取組 4 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民は使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。

市は市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

また、不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

3) 事業者における方策

取組 1 発生源における排出抑制

事業者は排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

事業者は食品リサイクル法を踏まえ、市が実施している生ごみ堆肥化循環システムをモデルとして、地域におけるリサイクル事業者を活用して生ごみの堆肥化及び生産される堆肥の積極的な利用を推進します。

取組 2 過剰包装の自粛

事業者は過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

取組 3 流通包装廃棄物の抑制

事業者は包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

取組 4 使い捨て容器の使用抑制

事業者は使い捨て商品の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

取組 5 製品の長寿命化

事業者は商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

取組 6 店頭回収等の実施

事業者は店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

取組 7 事業者間の協力

事業者はゼロエミッションを目指して、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

2 収集・運搬計画

市民及び事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

市が行う取組の体系を次に示します。

表 3-4-2 収集・運搬計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
収集・運搬計画	基本的な事項	取組1	分別の徹底
		取組2	収集・運搬主体の原則
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組1	新たな分別区分の検討
		取組2	収集形態の継続・検討
		取組3	収集回収の検討
		取組4	収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究
		取組5	収集・運搬車両の見直し
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組1	排出者責任の徹底
		取組2	許可業者による収集と自己搬入

1) 基本的な事項

取組1 分別の徹底

市民に対して、「家庭ごみの分け方・出し方」、「甲賀市ごみ事典」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

取組2 収集・運搬主体の原則

家庭系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者による収集、共同住宅、一時多量ごみ（引っ越しごみ）は許可業者による収集を原則とします。

2) 家庭系ごみの収集・運搬計画

取組1 新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して新たな分別品目の検討を行います。

【分別区分を継続するもの】

(1)新聞、(2)ダンボール、(3)紙パック、(4)その他の紙、(5)生ごみ、(6)廃プラスチック類、(7)ペットボトル、(8)発泡スチロール、(9)空き缶、(10)スプレー缶、(11)無色びん、(12)茶色びん、(13)その他の色びん、(14)廃食油、(15)家電4品目、(16)燃えるごみ、(17)埋立ごみ、(18)金属、(19)小型電気製品、(20)ライター、(21)燃える粗大ごみ、(22)燃えない粗大ごみ、(23)蛍光管、電球、(24)乾電池

【新たに分別区分に加えることを検討するもの】

(25)布類

取組2 収集形態の継続・検討

資源ごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみに関しては、集積所方式による収集を行います。

粗大ごみについては、直接搬入を原則として、市に収集を依頼する場合にはリクエスト制による戸別収集方式を行います。

燃えるごみ、廃プラスチック類については、指定袋制を継続します。

また、小型電気製品および埋立ごみについても指定袋制の検討を行い、排出者の責任を明確にしていきます。

取組3 収集回数の検討

ごみの種類毎の収集回数は現状を維持し、原則下記のとおりとします。本計画に基づく取り組みの効果（ごみ減量化、資源化の程度）及び市民の要望を踏まえ、資源ごみの出しやすい収集回数の検討を行います。

【収集回数】

週2回…生ごみ、燃えるごみ

週1回…廃プラスチック類

月1回…古紙類、ペットボトル、発泡スチロール、缶類、びん類、廃食油、燃えないごみ、有害ごみ

随時…家電4品目、粗大ごみ

取組 4 収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究

委託による収集・運搬体制を継続します。

高齢化を踏まえ、ごみ出しの困難な世帯を対象とした収集体制のあり方について、調査・研究します。

取組 5 収集・運搬車両の見直し

人口の減少、ごみの発生抑制等により収集・運搬量は平成 25 年度の実績に対して約 6%減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用等を推進します。

3) 事業系ごみの収集・運搬計画

取組 1 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

排出抑制・資源化に努め排出量の削減に努めます。

取組 2 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。(市不燃物処理場は含みません。)

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととしますが、原則として新規許可は行わないものとします。

3 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残渣類は、減量化・有効利用を推進します。取組の体系を次に示します。

表 3-4-3 中間処理計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
中間 処理 計画	適正処理の推進	取組1	適正処理の推進
	施設の健全な運営	取組1	ごみ処理の安定化
		取組2	計画的な補修整備
		取組3	公害防止対策
		取組4	環境汚染物質の測定・公開
	環境負荷の軽減	取組1	適正な稼働体制、稼働日数
		取組2	熱エネルギーの有効利用
		取組3	残渣の有効利用
	資源化の推進	取組1	民間活用の推進
		取組2	資源化の拡充
		取組3	越境ごみの受入

1) 適正処理の推進

取組 1 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し熱回収（サーマルリカバリー）を行い資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

①資源ごみ

○新聞、ダンボール、紙パック、その他紙

再生事業者へ搬出し、資源化します。

○生ごみ

生ごみ堆肥化循環システムを活用して、地域における循環的な利用を推進します。

○廃プラスチック類

民間事業者へRPF化を委託し、熱源として活用します。

○ペットボトル

民間事業者へ圧縮・梱包等を委託し、独自ルートで資源化します。

○発泡スチロール

民間事業者へ減容化を委託し独自ルートで資源化します。

○缶類

民間事業者を選別処理、圧縮処理等を委託し、原材料などに資源化します。

○びん類

民間事業者に処理を委託し、独自ルートで資源化します。

○廃食油

民間事業者に軽油代替燃料化を委託し、ごみ収集車の燃料として資源化します。

○家電4品目

家電リサイクル法に基づくリサイクルルートで資源化します。

②燃えるごみ及び燃える粗大ごみ

燃えるごみ及び燃える粗大ごみは甲賀広域行政組合衛生センターで焼却処理します。

また、燃えないごみ等を処理した後に発生する可燃性の残渣についても同センターで処理します。

③燃えないごみ及び燃えない粗大ごみ

燃えないごみ及び粗大ごみは、民間事業者に処理を委託し、金属類を回収し再生事業者ルートで資源化します。

また、選別後に発生する廃プラスチック類に関しては、RPF化して熱源として活用します。

④有害ごみ

乾電池、蛍光灯は専門の処理業者に処理を委託し、金属や重金属類を回収して資源化します。

2) 施設の健全な運営

取組1 ごみ処理の安定化

将来にわたり施設をより長く使用するため、減量化・資源化によるごみ焼却量の削減と高カロリー化の抑制を図り、安定したごみ処理に努めます。

取組2 計画的な補修整備

ごみ減量化により、補修期間を確保することで、綿密な補修計画を立案し、施設の適正な維持管理を図ります。

取組 3 公害防止対策

適正な運転管理及び公害防止対策を継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。

取組 4 環境汚染物質の測定・公開

ダイオキシン類など環境汚染物質を定期的に測定し、測定結果を公開します。

3) 環境負荷の軽減

取組 1 適正な稼働体制、稼働日数

環境への負荷を軽減するため、適正な稼働体制、稼働日数を保ちます。

取組 2 熱エネルギーの有効利用

省資源、省エネルギー、地球温暖化防止の観点から、中間処理施設において発生する熱エネルギーについては、積極的に有効利用を図ります。

取組 3 残渣の有効利用

焼却残渣の溶融処理を行い、残渣を減容化・安定化し、路盤材などの土木資材として有効利用を検討します。

4) 資源化の推進

取組 1 民間活用の推進

リサイクル事業者（市内処分業許可業者）を活用し、市の資源化事業（資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理）を活性化していきます。

また、処分業の許可については、既存の処理方法以外で、より高度な処分が行われる場合のみ必要に応じて検討しますが、原則として新規許可は行わないものとします。

取組 2 資源化の拡充

資源分別回収量の増加や新たな資源分別回収品目の設定により、リサイクル施設の整備や更新、民間活用、広域処理への移行などを検討し資源化の拡充を図ります。

取組 3 越境ごみの受入

本市外の地方公共団体の区域において処理できない一般廃棄物であっても、当該地方公共団体から資源化処理等について協議のあるものについては、当市内の許可業者

において処理が可能である場合に限り、民間リサイクル事業者での処理について認めます。

この場合、中間処理については高度な技術を要するため、許可するにあたり一定の技術基準を満たす必要があります。

なお、本市外からの事業ごみの受け入れについては今後も許可しないこととします。

4 最終処分計画

残渣類の安全、安定した最終処分を行います。取組の体系を次に示します。

表 3-4-4 最終処分計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
最終処分計画	最終処分対策	取組1	埋立量の削減
		取組2	最終処分場の確保
	埋立完了処分場の対応	取組1	埋立完了最終処分場の跡地利用

1) 最終処分対策

取組1 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底、溶融処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量の削減を図ります。

埋立処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

取組2 最終処分場の確保

焼却処理後に発生する焼却残渣、燃えないごみ・燃えない粗大ごみ等を破碎選別処理して発生する不燃残渣に関しては、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分します。また、信楽地域から排出される不燃残渣は信楽不燃物処理場で埋立処分します。

大阪湾広域臨海環境整備センターに関しては、継続的に安定して埋立処分が行えるよう計画的な最終処分場の整備を要請していきます。

本市の既存施設に関しては、延命化対策を推進するとともに、埋立完了後を考慮して新規最終処分場の整備や民間活用などによる最終処分場の確保を検討します。

2) 埋立完了処分場の対応

取組1 埋立完了最終処分場の跡地利用

埋立完了最終処分場については、安定化を図り、緑地化や緊急時等の災害廃棄物の仮置場などとしての有効利用等を検討していきます。

5 その他の事項

その他の取組の体系を次に示します。

表 3-4-5 その他の事項における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
その他の事項	災害廃棄物の処理・処分	取組1	処理体制の維持
		取組2	倒壊家屋等の処理
		取組3	県・近隣市町等との協力
		取組4	仮置場の確保
	市民・事業者・行政の連携	取組1	廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置
		取組2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組1	適正な処理・処分の指導強化
		取組2	医療系廃棄物への対応強化
	不法投棄対策の強化	取組1	不法投棄対策の推進
	ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化	取組1	監視・取締りの強化

1) 災害廃棄物の処理・処分

取組1 処理体制の維持

市民環境部環境班が中心となって被災時の情報収集、実施計画の作成、処理の適正化、処理体制の構築を推進します。

障害物の除去、廃棄物の処理及び清掃は、衛生センター及び環境班が行います。

被災時に発生する一般廃棄物については、平常時と同様に市が収集・運搬、処理・処分を行います。被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。

収集・運搬車両、処理施設等の被災状況を考慮し、被害が甚大な場合には県及び近隣市町、民間事業者の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

取組2 倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が行います。ただし国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、市が家屋などの処理を支援します。

流木、大量に発生する粗大ごみ、道路に堆積するガレキ等、処理の緊急性を要する場合においては、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から市が処理を行います。災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化に努めます。

取組3 県・近隣市町等との協力

本市単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に關し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要

となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

取組 4 仮置き場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる方法により、仮置き場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行います。

2) 市民・事業者・行政の連携

取組 1 廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置

ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取組の方向性を定めるために、(仮称) 甲賀市廃棄物減量等推進審議会の設置を検討します。また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取組、資源の分別排出の徹底などを推進するため、甲賀市廃棄物減量等推進員の設置を検討します。

なお、審議会及び推進員の設置へ向けて条例などの改正を検討します。

取組 2 環境美化の推進

甲賀市まち美化活動の定着、環境美化運動(ごみゼロの日、びわ湖の日、県下一斉清掃の日)、環境美化推進員による環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

3) 適正処理困難物への対応

取組 1 適正な処理・処分の指導強化

タイヤ、バッテリー等本市で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

取組 2 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

4) 不法投棄対策の強化

取組 1 不法投棄対策の推進

○土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。
柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

○監視体制の強化

甲賀市不法投棄監視員、ボランティア及び市職員によるパトロール、監視体制の整備を推進します。

例) ・組織的な巡回監視体制の整備

・巡回頻度の増加(週1回の巡回実施)、巡回範囲の拡大

・夜間監視、民間委託の検討

・不法投棄の多発地帯に関しては、監視カメラの設置による重点的、定期的な監視

○住民、各種団体との連携

市民、NPO等と連携した地域美化・清掃活動を推進します。

市民、NPO、郵便局、新聞販売店、宅配事業者、JA、河川保全・美化団体、森林組合、警察等との連携を強め、不法投棄に関する情報収集・不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境づくりを強化します。

○回収体制の強化

民間委託による環境美化推進委託業務の一環として、不法投棄物の迅速な回収を行います。

ただし、私有地の不法投棄物については、土地所有者又は管理者が適正に処理することになりますので、市では原則として回収は行いません。

5) ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化

取組 1 監視・取締りの強化

○住民、各種団体との連携

集積庫管理者や警察等と連携を強め、ごみの持ち去りや違法な無料回収等を行うことができない環境づくりを強化します。

○広報による住民周知

市広報誌や集積庫への看板設置等で周知を行い、不適切処理の防止を強化します。

